

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設
基幹的設備改良工事・管理運営委託事業
要求水準書（案）

管理運営業務編

令和7年3月

安 城 市

《目 次》

第 1 章 総則	3
第 1 節 計画概要	3
第 2 節 計画要目	8
第 3 節 一般事項	18
第 4 節 管理運営業務条件	21
第 2 章 運営体制	24
第 1 節 業務実施体制	24
第 2 節 有資格者の配置	24
第 3 節 連絡体制	25
第 3 章 運転管理業務	26
第 1 節 本施設の運転管理	26
第 2 節 本施設に係る運転管理業務	26
第 4 章 受付業務	30
第 1 節 ごみ焼却施設における受付・計量業務	30
第 5 章 し尿処理施設運転管理保守点検業務	32
第 1 節 本業務の概要	32
第 6 章 焼却灰等運搬業務	36
第 1 節 本業務の概要	36
第 2 節 運搬業務の実施	38
第 7 章 焼却灰等資源化業務	40
第 1 節 本業務の概要	40
第 2 節 焼却灰等の資源化の実施	40
第 8 章 焼却灰等処分業務	42
第 1 節 本業務の概要	42
第 2 節 焼却灰等の処分	43
第 9 章 維持管理業務	44
第 1 節 本施設の維持管理業務	44
第 2 節 保守管理	44
第 3 節 修繕工事	49
第 4 節 清掃	55
第 5 節 維持管理マニュアル	56
第 6 節 精密機能検査等	56
第 7 節 土木・建築、建築設備の点検・検査、補修等	57
第 8 節 長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施	57
第 10 章 環境管理業務	58
第 1 節 本施設の測定管理業務	58

第2節 マニュアル作成	58
第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応	60
第4節 し尿処理施設	63
第11章 防火・防災管理業務	66
第1節 緊急対応マニュアル作成	66
第2節 本施設の防火・防災管理業務	66
第3節 二次災害の防止	66
第4節 自主防災組織の整備	67
第5節 防火・防災訓練の実施	67
第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	67
第7節 急病等への対応	67
第8節 事故報告書の作成	68
第9節 消防計画作成	68
第12章 保安・清掃業務	69
第1節 本施設の関連業務	69
第2節 植栽管理	69
第3節 調整池管理	69
第4節 施設警備・防犯	69
第13章 施設見学者及び住民等対応業務	70
第1節 見学者対応	70
第2節 周辺住民対応	71
第3節 行政検査対応	71
第14章 情報管理業務	72
第1節 本施設の情報管理業務	72
第2節 業務計画及び業務実施計画の策定	72
第3節 運営体制	72
第4節 運営マニュアル	72
第5節 運転管理	73
第6節 保守管理	73
第7節 補修工事	73
第8節 更新工事	73
第9節 保全工事	74
第10節 作業環境管理	74
第11節 防火・防災管理	74
第12節 清掃実施	74
第13節 測定管理報告	74

第14節 施設情報管理	75
第15節 業務報告	75
第16節 その他管理記録報告	75
第17節 環境モニタリングデータ	75
第18節 ウェブサイトの作成及び管理	76
第15章 業務モニタリング	77
第1節 モニタリング方法	77
第2節 モニタリングの手順	81
第3節 是正勧告等の流れ	82
第16章 契約期間終了時のモニタリング	85
第1節 モニタリング方法	85
第2節 確認方法	85

要求水準書添付資料

- 添付資料－1 事業実施区域平面図
- 添付資料－2 搬入・搬出路
- 添付資料－3 フローシート（既設・基幹的設備改良工事後）
- 添付資料－4 機器配置図
- 添付資料－5 単線結線図
- 添付資料－6 土木建築関係図
- 添付資料－7 安城市し尿処理施設パンフレット
- 添付資料－8 処理対象ごみ搬入実績
- 添付資料－9 污水处理槽位置図
- 添付資料－10 三角点所在位置図
- 添付資料－11 場内配管点検口位置図
- 添付資料－12 建物清掃図面
- 添付資料－13 ごみ焼却施設機械・電気設備保守点検基準表
- 添付資料－14 し尿処理施設機械・電気設備保守点検基準表
- 添付資料－15 令和6年度し尿処理施設作業計画書

用語の定義

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業要求水準書（管理運営業務編）で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本市	安城市
2	本事業	安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設 基幹的設備改良工事・管理運営委託事業をいう。
3	本施設	安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、し尿処理施設、関連施設を含む）をいう。
4	関連施設	管理棟、計量棟、駐車場、屋外トイレ、車庫棟、水処理棟、洗車棟、多目的広場、グランドゴルフ場（あずま屋含む）、雨水調整池、汚水処理槽（3か所）、場内配管（余熱利用施設（事業用地隣 温水プール）への熱供給）の総称をいう。
5	ごみ焼却施設	安城市環境クリーンセンターのうち、ごみ焼却施設の建屋及びプラントをいう。
6	し尿処理施設	安城市環境クリーンセンターのうち、し尿処理施設の建屋及びプラントをいう。
7	管理棟	安城市環境クリーンセンターのうち、管理棟建屋をいう。
8	プラント	ごみ焼却施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
9	ごみの外部搬出	基幹的設備改良工事期間中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを外部処理施設で処理するための運搬をいう。
10	ごみの外部処理	基幹的設備改良工事期間中、ごみ処理施設に搬入された一部のごみを外部処理施設で処理することをいう。
11	外部処理施設	本市が所有するごみ焼却施設以外の施設で、一般廃棄物を処理する施設をいう。
12	焼却灰等	本施設の稼働により排出される焼却主灰、焼却飛灰、不燃残さ、熔融飛灰等を総称していう。
13	補修工事	機器の故障等により行う工事で、更新工事や改良等をいう。
14	建設業務	ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に係る設計・建設工事をいう。
15	ごみの外部搬出業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部搬出に係る業務をいう。
16	ごみの外部処理業務	本事業のうち、基幹的設備改良工事期間中のごみの外部処理に係る業務をいう。
17	管理運営業務	本事業のうち、本施設の管理運営に係る業務をいう。
18	焼却灰等運搬業務	本業務のうち、焼却灰等の運搬に係る業務をいう。
19	焼却灰等資源化業務	本業務のうち、焼却灰等の資源化に係る業務をいう。
20	焼却灰等処分業務	本業務のうち、焼却灰等の最終処分に係る業務をいう。
21	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
22	本要求水準書	要求水準書 管理運営業務編をいう。
23	エネルギー回収率	発電効率と熱利用率の和。
24	発電効率	投入エネルギーに対する得られた電力エネルギー割合のこと。ごみ焼却施設における発電では、発電量をごみと外部燃料の熱量の和で除した値。
25	熱利用率	ごみ焼却施設内外へ供給された熱量のうち、供給先で有効に利用された有効熱量に電気/熱の等価係数を乗じた熱量を入熱で除した割合。

No.	用語	定義
26	廃棄物発電	ごみを燃やしたときに出る熱を利用して蒸気タービンを回し、発電する方法。
27	蒸気タービン	蒸気の持つ熱エネルギーを羽根車の回転エネルギーに変換する装置。
28	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
29	事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。
30	建設事業者	本市と本施設の建設工事請負契約を締結する者をいう。
31	ごみの外部搬出事業者	基幹的設備改良工事中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを外部処理施設まで運搬する事業者をいう。
32	ごみの外部処理事業者	基幹的設備改良工事中、ごみ焼却施設に搬入された一部のごみを処理する事業者をいう。
33	管理運営事業者	本市と本施設の管理運営業務委託契約を締結する者をいう。
34	焼却灰等運搬事業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を焼却灰等資源化事業者まで運搬する事業者をいう。
35	焼却灰等資源化事業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を資源化する事業者をいう。
36	焼却灰等処分事業者	本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を埋立処分する事業者をいう。

監督の方法

本要求水準書における監督方法について以下のとおり定義する。

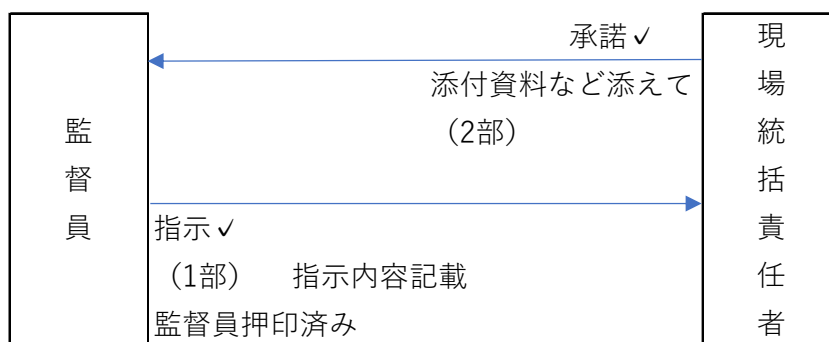
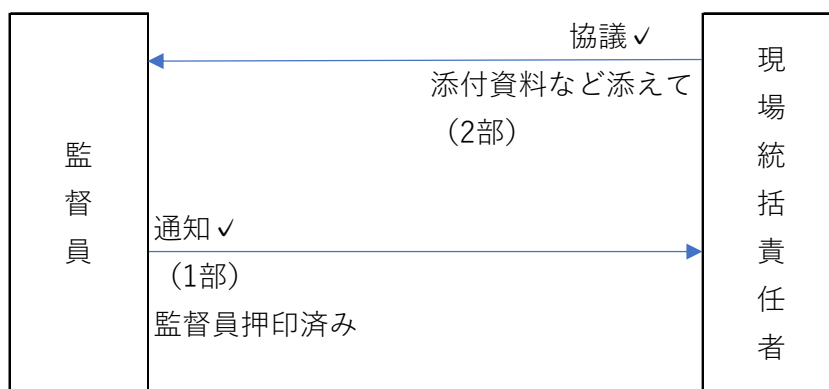
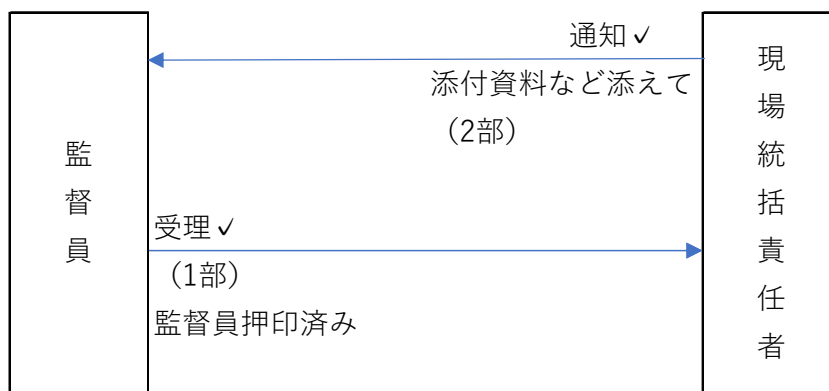
監督の方法	内 容
指 示	契約図書の定めに基づき、本市が指示する監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
承 諾	契約図書で明示した事項について、本市若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。
協 議	書面により契約図書の協議事項について、本市または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
提 出	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。
提 示	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
報 告	請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面等により知らせることをいう。
通 知	本市または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面等により互いに知らせることをいう。
連 絡	監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、FAX、電子メール等により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
受 理	契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
書 面	工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。
確 認	契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
立 合	契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
段階確認	設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
把 握	監督員が臨場または提出もしくは提示をうけた資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
調 整	監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者に対し指示することをいう。

注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領」及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」によること

書類やりとり

本要求水準書における書類のやりとりについて以下のとおり定義する。

打合簿（様式）を用いる



※指示に対処して再度承諾願い

第1章 総則

ごみ焼却施設は、基幹的設備改良工事を実施する予定である。また、基幹的設備改良工事開始時から、ごみ焼却施設、隣接するし尿処理施設、その他関連施設の包括的な管理運営業務を委託する予定である。

本要求水準書は、本施設の基幹的設備改良工事・管理運営委託事業（以下、「本事業」という。）に関し、管理運営業務において本市が要求する基本的な水準を示すものである。

第1節 計画概要

1. 目的

ごみ焼却施設は稼働開始から25年以上が経過しており施設の老朽化が進んでいる。令和3年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」において、ごみ焼却施設の施設整備基本方針を定め、今後20年間の延命化を図る基幹的設備改良工事を実施することとした。

本市は令和4年5月8日に2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体（ゼロカーボンシティ）として、脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明しており、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に際し、エネルギー回収率の向上により廃棄物エネルギー利活用の最大化を図ることとしている。

また、本市は南海トラフ地震により甚大な被害が発生することが予測されているため、ごみ焼却施設の耐震化を図り、災害時にも安定的に稼働することのできる、いわゆる「地域のエネルギーセンター」化を目指す。さらに、ごみ焼却施設に加え、管理棟においても資源循環の促進や廃棄物発電等ごみ焼却施設の機能や役割に関する環境啓発の整備を行う。

本施設の施設整備基本方針は次に示すとおりである。

＜施設整備基本方針＞

1. 長寿命化を実現する施設の健全性・強靱性の確保

竣工から 55 年の供用を予定しており、国内でも屈指の長寿命化を図る施設となる。そのため、長期の使用及び想定される南海トラフ地震を踏まえた健全性・強靱性が確保できる施設を目指す。

2. 焼却エネルギー活用の向上による「地域のエネルギーセンター」化

焼却した際の熱や電気を最大限かつ効率的に活用する「地域エネルギーセンター」としての位置づけを明確にし、低炭素型社会及び循環型社会における中核施設として付加価値を有する施設を目指す。

3. 最終処分量の削減

焼却灰の最終処分場を有さない本市では、ごみの減量化や処理の合理化による灰の発生量の削減等を行い、埋立量の削減やリサイクル率の向上に貢献する施設を目指す。

4. 災害時の施設機能の確保と防災拠点への関与

異常気象や南海トラフ地震による大規模災害が将来的に想定されるため、施設機能の冗長性や防災性を有するとともに、地域住民に必要不可欠なライフラインを供給可能な機能を確保し、防災拠点へ関与可能な施設を目指す。

5. 経済性に優れた施設

近年、燃料や資材費の高騰が顕著であることから財政負担を考慮し、発注方式を含めた施設の設計・建築から管理運営に至るまでのライフサイクルコスト低減を図ることで、経済性に優れた施設を目指す。

6. 搬入道路の渋滞解消及び安全な搬入道路の確保

搬入車両が年末年始等の繁忙期でも敷地外に溢れず、かつ敷地内でも車両動線の交差がない安全な搬入道路を確保する。

7. 災害廃棄物の仮置場の確保

本施設の災害時における安定的な稼働及び安全に廃棄物の集積ができる仮置場を確保する。

8. 安全な工事实施のための資材置場等の確保

本施設の工事期間中に必要となる資材置場等を確保する。

2. 基本事項

1) 事業名

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業

2) 施設概要

本施設の概要は、表 1 に示すとおりである。

表 1 本施設の概要

項目		内容
敷地面積		48,573 m ²
ごみ焼却施設	処理対象	可燃ごみ、可燃残さ
	建築面積	4,057.87 m ²
	延床面積	9,857.83 m ²
	処理方式	全連続燃焼式（廃熱ボイラ付ストーカ炉）
	処理能力	240 t / 日（120t/24h×2 炉）
	竣工年月	平成 9 年 3 月（平成 27 年 3 月基幹改良工事）
	設計施工	株式会社荏原製作所
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	建築面積	2,756 m ²
	延床面積	4,541 m ²
	処理方式	水処理方式 前処理・前脱水方式＋生物酸化処理方式（下水道放流） 資源化方式 助燃剤化（ごみ焼却施設で有効利用）
	処理能力	102kL/日（し尿 7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日）
	竣工年月	昭和 62 年 3 月（平成 29 年 2 月リニューアル）
	設計施工	クボタ環境サービス株式会社
関連施設	1) 管理棟（ごみ焼却施設と別棟）	
	2) 計量棟	
	3) 砂利駐車場	
	4) 屋外トイレ	
	5) 車庫棟	
	6) 水処理棟（井戸 2 箇所含む）	
	7) 洗車棟	
	8) 油倉庫	
	9) 多目的広場	
	10) グランドゴルフ場（あずま屋含む）	
	11) 雨水調整池	
	12) 汚水処理槽（3 か所）	
	13) 場内配管（余熱利用施設（事業用地隣 温水プール）への熱供給）	
	14) 外構（構内道路、敷地側溝、雨水・下水接続管、緑地含む）	

3) 事業予定地

ごみ焼却施設：安城市根崎町長配 71 番地

管理棟・し尿処理施設：安城市和泉町大下 38 番地

4) 敷地

事業用地の敷地境界は、「添付資料-1 事業実施区域平面図」の緑色の実線で示した範囲とする。

5) 事業用地面積

事業実施区域面積：48,573 m² ※約 10,000 m²拡張予定

3. 管理運営の業務範囲

1) 管理運営事業者の業務範囲

管理運営事業者の業務範囲は、本施設に係る以下の業務とする。

- (1) 受付業務
- (2) ごみ焼却施設運転管理業務
- (3) し尿処理施設運転管理業務
- (4) 焼却灰等運搬業務
- (5) 焼却灰等資源化業務
- (6) 焼却灰等処分業務
- (7) 維持管理業務
- (8) 環境管理業務
- (9) 防火・防災管理業務
- (10) 保安・清掃業務
- (11) 施設見学者（一般見学者）及び住民等対応業務
- (12) 情報管理業務
- (13) 管理運営のセルフモニタリング
- (14) その他これらに付帯する業務

2) 本市の業務範囲

本市の業務範囲は、以下の業務とする。

- (1) 管理運営モニタリング
- (2) 廃棄物処理許可申請に係る手続き
- (3) 売電に関する契約業務
- (4) 古紙及び羽毛布団の搬出
- (5) その他これらを実施する上で必要な業務

4. 管理運営期間

令和8年6月～8月末は準備・引継ぎ期間とし、次のとおり令和8年9月からを管理運営期間とする。

1) ごみ焼却施設 : 25 年間 (令和8年9月～令和 33 年 3 月末)

2) し尿処理施設 : 11 年間 (令和8年9月～令和 19 年 3 月末)

※「安城市環境クリーンセンターし尿処理施設整備計画」(令和4年3月策定)(以下、「し尿処理施設整備計画」という。)における施設寿命まで

3) その他関連施設 : 25 年間 (令和8年9月～令和 33 年 3 月末)

4) 焼却灰等の運搬業務 : 25 年間 (令和8年9月～令和 33 年 3 月末)

5) 焼却灰等の資源化業務 : 25 年間 (令和8年9月～令和 33 年 3 月)

※25 年間行う方針であるが、単年度契約更新とする。

6) 焼却灰等の処分業務 : 25 年間 (令和8年9月～令和 33 年 3 月末)

第2節 計画要目

1. ごみ焼却施設に係る計画要目

1) 処理能力

240t/日 (120t/24h×2炉)

2) ごみの性状

(1) 処理対象物

- ① 収集可燃ごみ
- ② 自己搬入可燃ごみ
- ③ 可燃性粗大ごみ
- ④ 粗大ごみ処理施設からの選別可燃ごみ
- ⑤ し尿処理施設の脱水汚泥
- ⑥ 災害廃棄物

(2) 計画ごみ質

計画ごみ質は、表 2 に示すとおりである。

表 2 計画ごみ質

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)		55.6	43.3	22.8
可燃分 (%)		34.2	46.0	65.6
灰分 (%)		10.2	10.7	11.6
低位発熱量	(kJ/kg)	5,020	7,530	11,720
	(kcal/kg)	1,200	1,800	2,800
単位体積重量 (t/m ³)		0.23	0.21	0.19
元素組成	炭素 (%)	18.51	24.92	35.58
	水素 (%)	2.59	3.48	4.96
	窒素 (%)	0.12	0.08	0.02
	酸素 (%)	12.59	17.06	24.48
	硫黄 (%)	0.13	0.17	0.23
	塩素 (%)	0.26	0.29	0.33

(3) 計画年間処理量

ごみ焼却施設の計画年間処理量及び資源化量は以下に示すとおりである。

資源化量は、各年度、表 3 に示す量を満たすこと。

表 3 計画年間処理量及び資源化量

年度	可燃ごみ量 (t/年)	焼却灰等発生量 (t/年)	資源化量 (t/年)
令和 8	48,732	6,360	2,315
令和 9	48,604	6,343	2,309
令和 10	48,403	6,317	2,300
令和 11	48,242	6,296	2,292
令和 12	48,083	6,275	2,284
令和 13	47,946	6,257	2,278
令和 14	47,736	6,230	2,268
令和 15	47,565	6,208	2,260
令和 16	47,395	6,186	2,252
令和 17	47,263	6,168	2,245
令和 18	47,045	6,140	2,235
令和 19	46,864	6,116	2,226

※令和 20 年度以降は、令和 19 年度のごみ量、資源化量の値を想定

(4) 可燃性粗大ごみの寸法

縦 80 cm、横 150 cm、高さ 200 cm 以内

3) ごみの搬出入

(1) 受入時間

ごみ焼却施設の受入時間は、表 4 に示すとおりである。

表 4 受入時間

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日（祝日含む、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 45 分 ・土曜日（祝日含む、年末年始を除く。また、家庭ごみに限る）
午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 |
|---|

(2) 搬入・搬出路

搬入・搬出路は「添付資料-2 搬入・搬出路」に示すとおりである。

(3) 搬出入車両

ごみ焼却施設における搬入車両、搬出車両は、表 5 に示すとおりである。

表 5 搬入車両

区分	主な利用・搬入出物	車種
搬入車両	委託車両・許可車両	5.5t・4 t パッカー車等
	脱水汚泥運搬車両	2 t ダンプ車
	粗大ごみ処理施設からの選別 可燃ごみ運搬車両	4 t パッカー車
	薬品運搬車両（消石灰等）	ローリー車等
搬出車両	主灰、飛灰運搬車両	天蓋装置付き車両（4 t アームロール車等）

4) 稼働時間

1 日 24 時間運転

5) 主要設備方式

(1) 運転方式

ごみ焼却施設は、原則 1 炉 1 系列で構成し、定期修繕時、定期点検時には 1 系列のみ停止し、他系列は原則として、常時運転するものとする。

また、受電設備、余熱利用設備等の共通設備を含む機器は、定期修繕、定期点検時には、最低限の全休炉をもって安全な作業が十分確保できるようにすること。

(2) 設備方式

設備方式は、表 6 に示すとおりである。

表 6 設備方式の概要

設備	方式
受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
排ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	無触媒脱硝方式（本工事後）
	乾式有害ガス除去装置
	バグフィルタ
余熱利用設備	工場棟及び管理棟内の給湯及び冷暖房
	発電（し尿処理施設、管理棟への供給、売電）
	白煙防止（本工事後廃止）
	場外余熱利用設備への熱供給
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	ダスト固化装置
	灰ピット方式（ピットアンドクレーン）
給水設備	上水及び井水、雨水
排水処理設備	ごみピット汚水：高温酸化処理方式
	無機系排水：場内循環使用無放流
	炉停止期間中の排水は一時貯留し、貯留水は施設稼働時に炉内に噴霧する。
	有機系排水：し尿処理施設へ移送

6) 処理条件

(1) 燃焼室出口温度

800℃以上 950℃以下

(2) 燃焼ガス滞留時間

2 秒以上（上記燃焼温度でのガス滞留時間）

(3) 煙突出口の一酸化炭素濃度

50ppm 以下（酸素濃度 12%換算値の4時間平均値）

(4) 集じん器入口温度

概ね 200℃以下

(5) 焼却主灰熱しゃく減量

3%以下

7) 公害防止条件

(1) 排出ガス基準

ば い じ ん	0.02g/m ³ 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）
硫 黄 酸 化 物	80ppm 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）
塩 化 水 素	80ppm 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）
窒 素 酸 化 物	80ppm 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）
水 銀	50 μg/m ³ N 以下（乾きガス 酸素濃度 12%換算）

(2) 排水基準

プラント排水は再利用とし無放流、有機系排水はし尿処理施設へ移送する。

(3) 騒音基準

敷地境界において以下の基準とする。

朝（6:00～8:00）	55 dB(A)
昼間（8:00～18:00）	60 dB(A)
夕（18:00～21:00）	55 dB(A)
夜間（21:00～6:00）	50 dB(A)

(4) 振動基準

敷地境界において以下の基準とする。

昼間（7:00～20:00）	65 dB
夜間（20:00～7:00）	60 dB

(5) 悪臭基準

敷地境界において、以下の基準とする。

臭気指数：18 以下

(6) 処理生成物基準

処理生成物の基準は、以下に示す基準又は提案する処理生成物受入先の受入基準とする。

(7) 焼却灰等のダイオキシン類含有基準

3ng-TEQ/g 以下（参考値）とする。

(8) 重金属類溶出基準

- ① アルキル水銀化合物 : 検出されないこと
- ② 水銀又はその化合物 : 0.005 mg/L 以下
- ③ カドミウム又はその化合物 : 0.09 mg/L 以下
- ④ 鉛又はその化合物 : 0.3 mg/L 以下
- ⑤ 六価クロム化合物 : 0.5 mg/L 以下
- ⑥ 砒素又はその化合物 : 0.3 mg/L 以下
- ⑦ セレン又はその化合物 : 0.3 mg/L 以下
- ⑧ 1,4-ジオキサン : 0.5 mg/L 以下

8) 環境保全

(1) 防音対策

第1章第2節1. ごみ焼却施設に係る計画要目7) 公害防止条件の騒音基準以下とすること。

(2) 振動対策

第1章第2節1. ごみ焼却施設に係る計画要目7) 公害防止条件の振動基準以下とすること。

(3) 排水対策

本施設から発生する無機系排水については、施設内循環利用による無放流とし、有機系排水については、隣接するし尿処理施設へ移送すること。

9) 運転管理

運転管理は、安定化、安全化、効率化及び経済性を考慮し、可能な範囲において経費の節減と省力化を図るものとする。

10) 安全衛生管理

(1) 作業環境基準

炉室内における作業環境中のダイオキシン類は、第1管理区域の管理値とすること。

(2) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従うこと。

2. し尿処理施設に係る計画要目

1) 処理能力

102 kl/日 (し尿: 7 kl/日、浄化槽汚泥: 95 kl/日)

2) し尿及び浄化槽汚泥のうち、処理対象物とするもの

(1) し尿

(2) 浄化槽汚泥

(3) その他、一般廃棄物と判断できる汚泥 (デイスポーター汚泥を除く)

なお、(3)のうち工場から排出されるものについては、し尿処理施設での処理に影響が無いか確認をするため、搬入前に管理運営事業者による水質検査を行い、本市職員と協議のうえ受入の可否を判断するものとする。水質検査に使用する水については、本市職員立ち会いのうえ管理運営事業者が現地で採水することを基本とするが、難しい場合は本市職員と協議のうえ、他の方法をとることとする。

また、(3)については、その他の場合においても、(1)及び(2)とは性状が異なる可能性があることから、許可事業者等から搬入の相談があった際には、管理運営事業者単独での判断は行わず、初回受入の前に本市職員と協議を行い、受入の可否を判断すること。

3) 計画年間処理量

し尿処理施設の計画年間処理量は表7に示すとおりである。

表 7 計画年間処理量

年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	農業集落排水 汚泥 (kl)	処理量合計 (kl)
令和 8	1,199	28,162	842	30,203
令和 9	1,151	27,978	0	29,129
令和 10	1,106	27,817	0	28,923
令和 11	1,062	27,677	0	28,739
令和 12	1,020	27,559	0	28,579
令和 13	980	27,461	0	28,440
令和 14	941	27,382	0	28,323
令和 15	904	27,321	0	28,225
令和 16	868	27,279	0	28,147
令和 17	834	27,254	0	28,088
令和 18	801	27,245	0	28,046

4) し尿及び浄化槽汚泥の搬出入

(1) 受入時間

本施設の受入時間は、以下のとおりとする。

- ・月曜日から金曜日（祝日含む、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 45 分

(2)搬入・搬出路

搬入・搬出路は「添付資料-2 搬入・搬出路」に示すとおりである。

(3)搬入車両

搬入車両は許可事業者にて所有又は手配するため、管理運営事業者での手配は不要とする。

5) 公害防止基準

(1)放流量

260m³/日を目安とし、612m³/日を上限とする。

表 8 放流量実績（令和5年度）

月	放流量（m ³ /月）
4月	8,114
5月	8,033
6月	7,941
7月	8,065
8月	7,909
9月	7,665
10月	7,958
11月	8,254
12月	7,290
1月	7,335
2月	8,463
3月	8,891

(2)放流先

下水道放流

(3)放流水水質

放流水の処理水質は以下表9及び表10のとおりとする。なお、表9は毎日実施する簡易検査の基準を、表10は月に1回行う検査の基準を示す。

表 9 下水道放流水質基準

放流水質	計画値
水温	45℃未満
pH	5～9以上・未満
BOD	600 mg/ℓ 未満
SS	600 mg/ℓ 未満
T-N	240 mg/ℓ 以下
T-P	32 mg/ℓ 以下
NH ₄ -N・NO ₂ -N・NO ₃ -N	380 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物(鉱油類)	5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物(動植物油脂類)	30 mg/ℓ 以下
よう素消費量	220 mg/ℓ 未満
難分解性 COD	25 mg/ℓ 未満

表 10 下水排除基準

対象物質	基準
1 水素イオン濃度	5.0～9.0
2 生物化学的酸素要求量	600 mg/ℓ
3 化学的酸素要求量	- mg/ℓ
4 浮遊物質	600 mg/ℓ
5 大腸菌群数	- mg/ℓ
6 窒素含有量	240 mg/ℓ
7 燐含有量	32 mg/ℓ
8 色度	- mg/ℓ
9 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ
10 シアン化合物	1 mg/ℓ
11 有機燐化合物	1 mg/ℓ
12 鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
13 六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
14 砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
15 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
16 アルキル水銀化合物	検出されないこと
17 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ
18 トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
19 テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
20 シクロロメタン	0.2 mg/ℓ
21 四塩化炭素	0.02 mg/ℓ

対象物質	基準
22 1・2-ジクロロエタン	0.04 mg / ℓ
23 1・1-ジクロロエチレン	1 mg / ℓ
24 1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / ℓ
25 1・1・1-トリクロロエタン	3 mg / ℓ
26 1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg / ℓ
27 1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg / ℓ
28 チウラム	0.06 mg / ℓ
29 シマジン	0.03 mg / ℓ
30 チオベンカルブ	0.2 mg / ℓ
31 ベンゼン	0.1 mg / ℓ
32 セレン及びその化合物	0.1 mg / ℓ
33 ほう素及びその化合物	10 mg / ℓ
34 ふっ素及びその化合物	8 mg / ℓ
35 1・4-ジオキサン	0.5 mg / ℓ
36 ダイオキシン類	10 pg / ℓ
37 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	380 mg / ℓ
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg / ℓ
39 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂含有量）	30 mg / ℓ
40 フェノール類含有量	5 mg / ℓ
41 銅含有量	3 mg / ℓ
42 亜鉛含有量	2 mg / ℓ
43 溶解性鉄含有量	10 mg / ℓ
44 溶解性マンガノ含有量	10 mg / ℓ
45 カドミウム含有量	2 mg / ℓ
46 沃素消費量	220 mg / ℓ
47 難分解性COD	25 mg / ℓ
48 温度	45 ℃ 未 満

※上記基準値以下もしくは範囲内とする。

(4) 希釈水

井戸水・余熱利用施設（マーメイドパレス）オーバーフロー水

オーバーフロー水の供給先である余熱利用施設との連絡調整を行うこと。

(5) 脱水汚泥及び脱水し渣処理

環境クリーンセンター内のごみ焼却施設で処理する。

(6) 悪臭基準

ごみ焼却施設と同じ基準とする。

(7)騒音基準

ごみ焼却施設と同じ基準とする。

(8)振動基準

ごみ焼却施設と同じ基準とする。

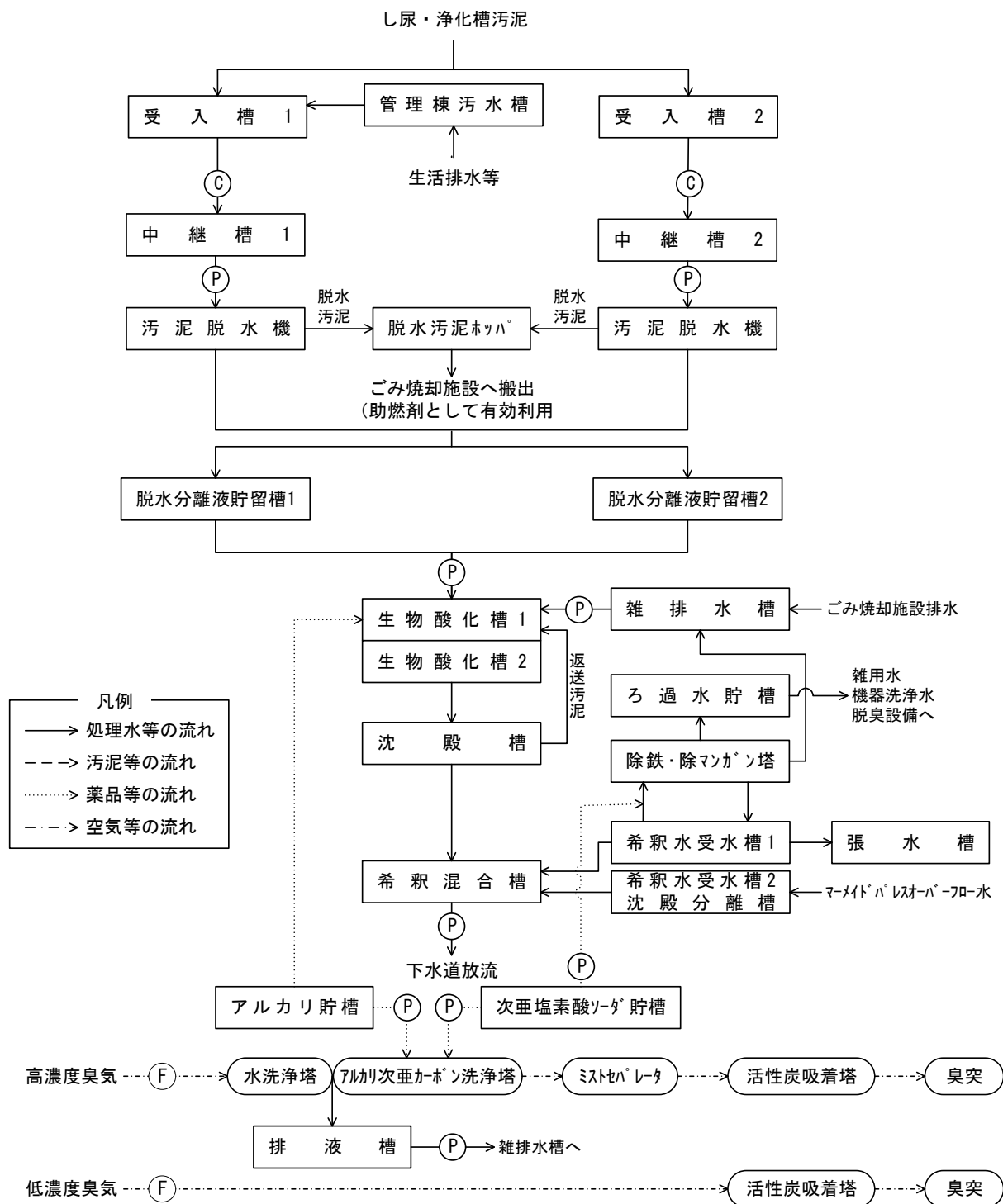


図 1 し尿処理施設 処理フロー

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

管理運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

管理運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

3. 生活環境影響調査の遵守

管理運営事業者は、本事業に係る生活環境影響調査に示されている内容のうち、本事業に係る事項について、本業務期間中遵守すること。また、生活環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、適切な対策を講ずること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

管理運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

管理運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改修等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め、本市と協議のうえ決定する。

6. 官公署等申請への協力

管理運営事業者は、本市が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、管理運営事業者が行う管理運営に係る申請に関しては、管理運営事業者の責任と費用負担により行うこと。

また、本施設に国・県・本市等の立入検査や調査が入る場合には、管理運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言・報告等の作成等、誠意を持って協力すること。

7. 官公署等への報告等

管理運営事業者は、官公署等から本施設の管理運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を事前に本市に報告し、その指示に基づき対応すること。また、本市の業務において官公署等から本施設の管理運営に関する報告等を求められた場合は、本市に協力すること。

8. 本市への報告

- 1) 管理運営事業者は、「第15章 業務モニタリング」に基づき、月1回の定例会において、本施設の運営に関する記録、資料等を提示・説明すること。なお、提示・説明する

資料は本市との協議による。本市が本施設の管理運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。また、環境保全委員会の資料を作成すること。

- 2) 定期的な報告は、「第 14 章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第 11 章 防火・防災管理業務」に基づくこと。

9. 本市の検査等

管理運営事業者は、本市が実施する管理運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。この検査等において、本市が本施設の管理運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 管理運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を報告すること。
- 2) 管理運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止対策上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 管理運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進すること。
- 4) 管理運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全かつ正確に測定できる状態を保つこと。
- 5) 管理運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発 0110 第 1 号平成 26 年 1 月 10 日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要する。
- 6) 管理運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、励行させ、作業行動の安全を図ること。また、励行については、実施日や受けた者などの記録を作成し、3年間保存すること。
- 7) 安全作業マニュアルは、本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。また、本市業務範囲における安全作業マニュアルの改善は、本市及び管理運営事業者の協議により行う。
- 8) 管理運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、安全衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- 9) 管理運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- 10) 管理運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。また、法律等

において必要となる周知、教育については、実施日、内容など記録を法律等の定める期間保存するものとし、定めのない場合は、３年間保存すること。

- 1 1) 管理運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 1 2) 管理運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- 1 3) 安全衛生法や通知等の法令の改正、改定の有無を毎年確認し、その対応を業務計画に反映させること。

1 1. 保険

管理運営事業者は本施設の管理運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の確認を得ること。

なお、本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）等、必要な保険に加入する予定である。

1 2. 地域振興

本施設の管理運営にあたっては、本事業実施前の運転管理を行う社員の雇用に配慮すること等による地元住民の雇用促進のほか、本市内の事業者等を積極的に活用するとともに、物品・役務等の調達についても地元産品を積極的に活用することにより、地域振興に貢献すること。

また、啓発施設としての機能を有していることも踏まえ、地域・市民に親しまれる施設の管理運営を行うこと。

特に、地元町内会とは必ず調和を図り、町内活動には積極的に参加すること。参加した場合は本市に報告すること。

1 3. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（平成３年２月５日 建設省経構発第２号）等の趣旨を十分に理解し、関係事業者と適切な関係を築くこと。

1 4. 関連行事等への参加

管理運営事業者は、本業務に対する周辺住民の理解を深めるため、業務実施場所及び周辺で本市及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。

参加した場合は本市に報告すること。

1 5. 一般事項等

- 1) 事業地及び施設は、市施設であることから品行方正でなければならない。
従事者は、積極的にあいさつを行い、言動や身なりの留意に心掛ける。

- 2) 場内の車両通行は 15km/h 以下とする。
- 3) 案内等の必要となる施設の掲示（本業務の費用に含む）
掲示の内容については、本市の承諾を必要とする。
- 4) 運営にあたり必要となる改善、改良等の提案については、積極的に行い、実施については本市と協議を行うこととする。

1 6. 業務計画書及び業務実施計画書の作成

- 1) 管理運営事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務計画書を本業務開始する 30 日前までに本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- 2) 業務計画書には、本業務の実施にあたり必要となる各種マニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務実施計画書（管理運営期間の年間の運転計画、調達計画、保守管理計画、更新工事計画、清掃計画等）、本市への各種報告様式等を含むこととし、その内容は本市との協議により決定すること。
- 3) 管理運営事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務計画書に基づき、当該年度の業務実施計画書（年間運転計画、年間調達計画、年間保守管理計画、年間更新工事計画、年間清掃計画書等）を本市に提出し、当該年度の業務が開始する前に、本市の承諾を得ること。なお、業務実施計画書の体裁（分冊・合冊等）は本市と協議し決定すること。

第4節 管理運営業務条件

1. 管理運営

本業務は、本施設の管理運営に必要な業務で「第1章 第1節 3. 管理運営の業務範囲」に示した本市の業務範囲を除くすべての業務とする。また、本要求水準書に記載がない事項で本業務の遂行上、当然必要な業務については管理運営事業者の責任において実施すること。

2. 準拠図書等

本業務は、次に示す図書の記載順に優先順位が高いものとして行うこと。

- 1) 管理運営業務委託契約書
- 2) 入札説明書等の質問に対する回答書及び対面的対話の回答書
- 3) 本要求水準書及び添付資料（要求水準書 基幹的設備改良工事編を含む）
- 4) 事業提案書
- 5) 業務計画書、業務実施計画書、マニュアル及びその他本市の指示するもの。

3. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、管理運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

4. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、管理運営事業者が責任をもって実施できることを前提にこれを上回って、管理運営することを妨げるものではない。また、本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て管理運営事業者の責任と費用負担において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。管理運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設の管理運営をするために当然必要と思われるものについては、全て管理運営事業者の責任と費用負担において補足・完備させなければならない。

5. 契約金額の変更

上記3. 及び4. に基づく変更が発生した場合において、契約金額の変更は行わない。ただし、管理運営業務委託契約書の物価変動、処分量、受入日数の変更やペナルティ等の定めによるところはこの限りではない。

6. 本業務期間終了時の引渡し条件

管理運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受ける際に、引渡しに関する検査を行う。

- 1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり、支障が無いよう、本市が指示する内容の業務について本市へ引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む）、本要求水準書及び管理運営業務委託契約書に基づき管理運営事業者が作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- 3) 内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしており、引き渡し後3年以内に大規模改修が必要ない状態であることとし、大規模改修を行う必要が生じた場合は管理運営事業者の責任において行うこと。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。改修が必要となった場合は、原因を究明のうえ、本市と協議し、対応について決定する。
- 5) 事業期間終了の3年前までに、それまでの維持管理業務実績を考慮した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、事業期間終了時にはその結果を本市へ報告すること。

- 6) 次期管理運営事業者に対し、最低3か月以上の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は管理運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期管理運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 7) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と管理運営事業者の協議によるものとし、ごみ焼却施設の管理運営開始後21年目に、し尿処理施設の管理運営業務開始後6年目に、事業期間終了後の本施設の取扱いや再延命化対策工事の要否等について、本市と協議を開始すること。
- 8) 業務期間終了後、施設を廃止する場合は以下の状態とすること。
 - 貯留設備：貯留設備の処理対象物、残渣、薬品等を可能な限り除去すること。
 - 施設内全体：照明設備は使用可能な状態で残すとともに、プラント内を安全な状態にしておくこと。
 - プラント設備：設備へ電力を供給するブレーカーを遮断し誤作動が無い状態にしておくこと。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

管理運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。

1. 管理運営事業者は、本市業務範囲を除いた受付業務、ごみ処理施設運転管理業務、し尿処理施設運転管理業務、焼却灰等運搬業務、焼却灰等資源化業務、焼却灰等処分業務、維持管理業務、環境管理業務、防火・防災管理業務、保安・清掃業務、施設見学者（一般見学者）及び住民対応業務、情報管理業務、管理運営のセルフモニタリング等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
2. 管理運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。
3. 管理運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却灰等を取り扱う業務等に従事する作業員に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。
4. 焼却灰等の引取、運搬、資源化事業者を安定的に確保すること。

第2節 有資格者の配置

1. 管理運営事業者は、本事業の現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総合的な責任を担う者）として、以下のすべての要件を満たす者を管理運営期間の間、常時配置すること。
 - 1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有する者
 - 2) 一般廃棄物焼却施設（処理方式は、ストーカ式処理方式に限る）で、複数炉で構成された施設（1年以上の稼動及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）で発電設備を有した施設の現場統括責任者としての経験を有する者
 - 3) 廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設）の資格を有する者
 - 4) 毒物劇物取扱責任者の資格を有する者
 - 5) 危険物取扱者（乙種4類）の資格を有する者
 - 6) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者
 - 7) ボイラー取扱作業主任者（2級以上）の資格を有する者
 - 8) 電気工事士（第2種以上）の資格を有する者
 - 9) クレーン運転特別教育修了者（複数名）
 - 10) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
 - 11) 圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者
 - 12) ガス溶接技能講習修了者
 - 13) アーク溶接技能講習修了者
 - 14) ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

2. 管理運営事業者は、ごみ焼却施設の運転責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格及び連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、ストーカ式処理方式に限る）で、複数炉で構成された施設（1 年以上の稼動及び1 系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）で発電設備を有した施設において 1 年以上の実務経験を有する者を配置すること。
3. 管理運営事業者は、ごみ焼却施設の管理運営業務に必要なボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者等の有資格者を配置し、主任技術者を選任すること。
4. 管理運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置し、作業主任者、取扱責任者等を選任すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
5. 管理運営事業者は、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事における試運転時から必要な有資格者を配置すること。

第3節 連絡体制

管理運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

管理運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、環境目標値、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、最大限経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

また、ごみ焼却施設では災害廃棄物を受入処理する計画としていることから、災害発生時等には、本市と協議のうえ、年間稼働日数を増やすこと等を含め、可能な限り協力を行うこと。

第2節 本施設に係る運転管理業務

1. ごみ焼却施設への搬入管理及びごみ破砕機の運転

- 1) 計量棟において、搬入されるごみの確認をし、受付する。なお本施設で受付、処理できないものは、搬入者に適切な分別、処理方法を伝えた上で持ち帰らせること。
- 2) 管理運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 3) 管理運営事業者は、プラットホームに進入してきた直接搬入者を搬入物に応じ、所定の荷下ろし場所へ誘導すること。また、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。ごみの破砕が必要な場合は、破砕機へ誘導し、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うとともにごみ破砕機の運転を行うこと。
- 4) 管理運営事業者は、展開検査（月4回）を実施すること。なお、展開検査は、本市の搬入車、直接搬入車、許可業者及び事業系一般廃棄物搬入車（多量排出事業者）を対象に実施する予定としている。
- 5) 管理運営事業者は、本施設において処理不適物を処理しないものとし、処理不適物の搬入が認められた場合、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない等の理由により、処理不適物等が残った場合の対応は、本市と協議のうえ決定すること。なお、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、分別指導を行うこと。
- 6) 車両が公道を汚す恐れがあると判断した場合は、車体、タイヤ等の洗浄を指示すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 管理運営事業者は、関係法令、公害防止基準値等を遵守し、搬入された廃棄物を本要求水準書に基づき適切に処理すること。
- 2) 管理運営事業者は、発電の最大化を目指し、提案した CO2 の排出量削減及びエネルギー回収率の確保に努めること。また、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準値等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

- 3) 管理運営事業者は、ごみ焼却施設へ搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行うこと。また、し尿処理施設においては施設内での水質検査を行い、放流水が基準を満たしていることを確認すること。

3. 運転管理体制

- 1) 管理運営事業者は、本施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 管理運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に本市に報告すること。

4. 備品・什器・物品・用役の調達・管理

- 1) 管理運営事業者は、施設の維持管理に関して必要となる備品・什器・物品等は運営開始前に使用に関する本市の承諾を得ること。また、運営開始後に必要となる備品・什器・物品・用役等は、管理運営事業者が年間調達計画を作成の上、調達・管理を行うこと。

なお、備品・什器・物品の調達については、シックハウス対策やグリーン購入法及び地元事業者の活用等に配慮すること。毎年調達実績を本市に報告すること。

また、本市内の障害福祉施設の製作・販売製品については積極的に用いることとし、毎年調達実績を本市に報告をすること。

- 2) 管理運営事業者は、令和8年9月以降の運転・維持管理に必要な光熱水費、薬品等の用役費を負担し、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
なお、災害時を考慮し処理に必要な薬品等は、ごみ焼却施設は常時7日分（基準ごみ使用量）以上貯留し、し尿処理施設は1か月の使用量を切ったら発注しておくこと。
- 3) 納入手配は万全を期すること。納入の問い合わせ等、調達確認を本市（管理棟）に行わせて本市の業務を妨げることがあってはならない。
- 4) 電気料金、上下水道料金は事業者負担とする。（管理棟使用分含む）

なお、電気料金は令和8年10月利用分までは本市負担とし、令和8年11月利用分からは事業者負担とする。令和8年11月1日以降の電力調達については事業者が契約等の手続きを行うこと。

上下水道料金は、令和8年9月検針分までは本市負担とし、以降は事業者負担とする。

- 5) 管理棟のNHK、ケーブルテレビ（キャッチ）料金は本市負担とする。
- 6) 管理棟の電話料金は本市負担とする。
- 7) ごみ焼却施設で使用しているダンプ車両について、貸与は行うが、燃料の補給、車両保険及び車検に関する手続き、それらの費用は管理運営事業者において実施・負担すること。なお、本市所有車両の使用有無について、事業提案書に明記すること。
また、し尿処理施設で使用しているダンプ車両について、貸与は行うが、燃料の補給、車両保険及び車検に関する手続き、それらの費用は管理運営事業者において実施・負担すること。

5. 運転計画の作成

- 1) 管理運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事、売電計画等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 管理運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 管理運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- 4) 管理運営事業者は、年度別の計画処理量及び施設の維持管理に関する備品・什器・物品・用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。年間調達計画には、本施設の備品庫等で保管する備品（本市が調達する備品は除く）も含むこと。
- 5) 管理運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

管理運営事業者は、ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量、処理量、焼却灰等の搬出量、各設備機器の運転データ、電気・上水及び井水、燃料、薬品等の用役データを記録するとともに、各種分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成し、月間運転計画に対応する月間管理記録報告書を提出すること。なお、電気については、買電電力量、売電電力量、送電電力量、消費電力量、発電電力量が把握できるようにすること。

7. 焼却灰等の搬出

- 1) 本施設から発生する焼却灰、飛灰処理物を焼却灰等運搬事業者へ引き渡すまでの間、適正に管理・保管するとともに、搬出車両への積込みを行うこと。
- 2) 焼却灰等の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 管理運営事業者は、本施設より排出される焼却灰、飛灰処理物が本要求水準書に示す基準値並びに提案した受入先の受入基準を満たすように処理することとし、定期的に、性状の分析・管理を行うこと。
- 4) 焼却灰、飛灰処理物が本要求水準書に示す基準値を満たさない場合、その処理・処分費用は管理運営事業者の負担とする。

8. 売電の事務手続き

管理運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと。なお、売電収益は本市に帰属する。

9. 余熱の供給

管理運営事業者は、全炉休止時を除き、ごみ処理に伴い発生する余熱の一部を蒸気として隣接するマーメイドパレスの温水プールに供給すること。

10. 性能試験の実施

管理運営事業者は、「要求水準書 基幹的設備改良工事編 第2章 第6節 性能保証」に示された引渡性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者立ち会いの下、建設事業者、管理運営事業者と本市が合意した期日に実施すること。

11. その他

本施設に国・県・本市等の立入検査や調査が入る場合には、管理運営事業者は、資料の作成と提示、本市への助言等、誠意を持って協力すること。

第4章 受付業務

第1節 ごみ焼却施設における受付・計量業務

1. 受付管理

- 1) 搬出入車両の計量、記録、確認、管理を行う。
- 2) 搬入者に対して、搬出入用計量機での計量時にそれぞれ伝票を発行する。
- 3) 搬入者に対して、ごみの分別等受入基準を満たしていることを確認する。なお、基準を満たしていないごみを確認した場合は、受入れないものとし、併せてその旨を日報、月報等に記載し、本市に報告する。また、基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、指導を行う。
- 4) プラットホーム、敷地内道路等の状況を監視し、状況に応じて車両の搬入タイミングを調整すること。
- 5) 効率的で円滑な受付業務の対応に心がけること。
- 6) 搬入車両渋滞により公道通行を妨げるようなことがあってはならない。車両整理を行い敷地内において渋滞を完結すること。
- 7) 施設利用や分別問い合わせ等の電話対応を行う。
 - (1) ごみ分別の案内
 - (2) 浄化槽台帳
 - (3) 許可業者からのし尿処理施設の搬入量調整
 - (4) 本市の職員への取次ぎ（搬入許可証に関する問い合わせ含む）
 - (5) クレーム対応（業務範囲内）
 - (6) ごみカレンダーの配布場所
 - (7) 施設見学
 - (8) 犬猫の回収（清掃事業所へ案内）
 - (9) ごみステーション収集に関する問い合わせ
 - (10) 不法投棄に関する問い合わせ
 - (11) ごみ焼却施設の開業に関する問い合わせ
- 8) トラブル、クレームの報告は随時行うこと
- 9) その他管理運営に関すること

2. 計量データの管理

受入・処理対象物、搬出対象物、薬剤等の計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。なお、報告は月1回の定例会とする。

データは日、曜日、週、月、年ごとに種類・時間帯別の車両台数、料金等について整理すること。また、必要に応じてデータを本市へ提供すること。受入日報は翌営業日までに提出すること。受入月報は翌月月初めの営業日に提出すること。受入年報は4月初めの営業日に提出すること。また、データの修正を行った場合は、都度、本市へ報告すること。

3. 案内、誘導

- 1) 管理運営事業者は、搬入者に対し、必要に応じて敷地内ルートとごみの投入場所について、案内、誘導と安全上の注意を行うこと。
- 2) 管理運営事業者は、必要に応じて敷地内道路に誘導員を配置すること。また、敷地内外で車両が渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

4. ごみ処理手数料の徴収等（料金徴収方法の確認）

- 1) 直接搬入者については、直接料金を徴収するため、収納及び伝票発行等の事務を行う。
- 2) 徴収したごみ処理手数料は、本市の支給する納付書を用いて、徴収した日から3営業日以内に本市が指定する金融機関へ振り込むこと。納付書には、宛名、金額等必要な事項を記載すること。また、振込に係る手数料等は管理運営事業者の負担とする。
- 3) 徴収する料金については、「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に記載のとおりとする。
- 4) 許可業者のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめる等、本市の業務に協力すること。

手数料を後納で支払う許可業者に対しては、搬入区分ごとに納付書及び請求書の作成を行う。納付書の作成は本市が行うが、請求書の作成は事業者が行うこと。請求書はインボイス制度に対応すること。納付書及び請求書の作成に必要なデータを整理しておくこと。

5. 受付時間

ごみ焼却施設の搬入受付時間は、以下のとおりとする。また、電話対応の時間についても同様とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・月曜日から金曜日（祝日含む、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 4 時 45 分・土曜日（祝日含む、年末年始を除く。また、家庭ごみに限る）
午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 |
|--|

第5章 し尿処理施設運転管理保守点検業務

第1節 本業務の概要

1. 適用範囲

本章の内容は、し尿処理施設運転管理保守点検業務の一般的なものについて定めるものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、し尿処理施設の良好な運転を維持するために必要な事項について、事業者及び管理運営事業者は、本市と協議して必要な処置を講じること。

2. 受付管理

1) 自動ドアの監視及び動作不良時の対応

動作不良時の対応は、手動でのドア開閉や修繕の実施を想定しているが、その他にし尿処理施設の良好な運転を維持するために必要な場合は対応を講じること。

2) 登録車両の確認及びし尿、浄化槽汚泥搬入内訳書の受取り

3) 搬入車両監視

投入状況の監視、目視による搬入物の監視及び整備不良車両の監視を行い、不適と思われる内容があれば、許可事業者へ指導を行うこと。

4) し渣及び脱水汚泥の搬出

し渣、脱水汚泥の定期的な積み込み作業（バンカーの開閉）を行い、し渣、脱水汚泥の焼却設備への搬出（汚泥搬出車両使用）を行うこと。

5) 受入室の清掃

受入口清掃、搬入受付終了後の受入室の床等の水撒き洗浄、受入室トイレの清掃、受入室全体の清掃及び雨天時の対応（水撒き及び毛布敷き）を行うこと。

6) 搬入車両の規制

処理水槽点検整備の実施日や水質測定日の前日等、規制が必要と思われる日にレーンを封鎖する等の対応を行うこと。

7) 汚泥搬出車両の管理

車両の日常点検（運航前後）、清掃及び洗車を行うこと。

法定点検（6・12ヶ月）及び自動車検査（点検整備含む）を実施すること。費用は事業者もしくは管理運営事業者負担とする。

事業者を契約者とする下記自動車任意保険への加入をすること。費用は事業者もしくは管理運営事業者負担とする。

保険期間：本業務の履行期間

保険金額：車両 時価、対人賠償 無制限、対物賠償 500万円以上

また、事故の際には補償及び処理を行うこと。

車両管理簿の作成及び報告を行うこと。

8) 搬入量の管理

収集許可業者3社との搬入量を処理業務に支障をきたさないよう調整する。

3. 維持管理業務に関する機器及び装置に共通する作業内容

- 1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽、排水溝等の清掃
- 2) 施設及び施設周辺の巡回点検、記録
- 3) プラント設備全体の4S（整理・整頓・清掃・清潔）作業実施
- 4) 日常点検内容
 - (1) 日常巡視点検
 - (2) 日報その他による点検
- 5) 整備内容
 - (1) 管理運営事業者にて作業計画を作成し、それに基づく点検整備を行う。なお、各工程の作業頻度は、「添付資料－15 令和6年度し尿処理施設作業計画書」と同等以上とすること。
 - (2) 薬剤、その他消耗品類補充及び交換
- 6) 電気保安内容
 - (1) 管理運営事業者にて作業計画を作成し、それに基づく電気設備の点検を行う。なお、各工程の作業頻度は、「添付資料－15 令和6年度し尿処理施設作業計画書」と同等以上とすること。
 - (2) 停電及び電気事故に対する訓練
- 7) 事業者は、電気事故その他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行なうこと。
- 8) 各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転
- 9) 地下タンク（消防設備）等の月例点検
- 10) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切替作業
- 11) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行ない、常に運転可能な状態に保持すること。
- 12) 薬剤及び油脂類の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて本市に連絡、協議すること。
- 13) 異常時においては、適正な処置と本市への連絡を行い、常に本市と密接に連絡をとること。
- 14) 修繕を実施した場合は、台帳（任意様式）の記入、処理及び整理を行うこと。
- 15) 照明設備については、令和15年度までは本市にて管理する。令和16年度以降、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

4. 水質試験に関する業務内容

- 1) 試料採取及び保存
- 2) 分析試薬の調製及び保存
- 3) 分析の実施
- 4) 分析結果の記録、保存及び解析
- 5) 分析器具、機器の管理（校正、記録、有効期間表示等）

- 6) 分析試薬の管理（安全保管、盗難防止、鍵の管理、購入等）
 - 7) 分析試薬及び廃液等の適切な廃棄
 - 8) 保護具、環境安全機器の保全
 - 9) 第三者分析機関が行なう検査の立会い及び分析結果の照査
 - 10) 使用する有機溶剤または特定化学物質等に応じた適切な作業環境測定
- これらを各工程の運転状況及び維持管理結果の把握、ならびに今後の効率的な運転管理のために行なう。

5. 保全に関する業務内容

- 1) 規則、作業手順等を遵守し、危険箇所の早期発見と改善提案を行ない、安全な職場環境を整備すること。
- 2) 「し尿処理施設整備計画」に基づき年間の整備を行うが、計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行なうこと。
- 3) 「し尿処理施設整備計画」に基づいた年間整備の実施に関する記録、整理
- 4) 法定点検記録など、施設運営に必要な事項の記録、整理
- 5) 突発的に発生する故障については、部品交換等の応急措置を行なうこと。
- 6) 緊急時、災害時及び本市により施設又は設備の休止等の指示があった場合は、速やかにその対応をすること。

なお、以下表 11 に示す清掃等の頻度に従い清掃等を行うこと。

表 11 し尿処理施設における清掃等の頻度

区分	設備・装置	頻度
清掃	沈砂槽	3回/年
	受入槽	2回/年
	各貯留槽	1回/年
	その他の水槽	1回/年
定期点検整備 及び交換 (オーバーホール含む)	夾雑物除去装置	1回/2～3年
	破碎機	1回/年
	ブロワ	1回/2年
	各ポンプ類	適宜
	水中攪拌装	1回/2年
	脱水機	1回/2年
	脱臭装置	1回/年
	コンベア類	1回/7年
	その他の機器	適宜
法定点検・検査	電気設備（年次点検）	1回/年
	電気設備（月次点検）	1回/月
	放流水の水質検査	1回/月
	トラックスケール（自主検査）	1回/2年

6. 受入帳票及びデータの管理

- 1) 日報（搬入業者・搬入量・搬入台数等のデータ）の作成及び提出
- 2) し尿、浄化槽汚泥搬入内訳書の確認及び提出
- 3) 計量システムの管理
- 4) 許可業者の脱臭剤交換頻度管理
- 5) 浄化槽台帳システムの入力

7. 報告書

運転、簡易保守点検等の報告書その他関係書類を作成し提出すること。各設備の詳細な記録等は、本市が要求する場合、閲覧、提出ができるよう整理しておくこと。

- 1) 日報、月報、年報
- 2) 事故・故障報告書
- 3) 各種分析報告書
- 4) 関係法令、規程等に基づく点検報告書
- 5) 個人別浄化槽搬入実績報告

8. し尿処理施設の開場及び閉場

許可事業者による搬入は、月曜日から金曜日（祝日含む、12月29日から1月3日を除く）午前8時30分～正午、午後1時から午後4時45分に行われるため、搬入入口については、以下のとおり操作すること。

午前8時30分開（信号入） 正午から午後1時まで（信号切） 午後4時45分閉（信号切）

なお、開場前及び信号切の時間帯に搬入車両が複数台滞留し、開場後の搬入及び場内の通行等に影響が出そうな場合は、管理運営事業者判断にて開場を早める等の対応を行うこと。

9. 運転等

施設の運転等は、原則24時間連続とする。

運転管理及び簡易保守点検は、原則として日勤時間内に実施するものとする。ただし、異常時等の対応についてはこの限りではない。

し尿処理施設休業日及び夜間の異常時においては、速やかに体制をとり適正な処置と本市への連絡を行なうこと。

10. 勤務時間

管理運営事業者の勤務時間はし尿処理施設への搬入量及び本市職員の勤務時間を勘案し、管理運営事業者が決定する。

第6章 焼却灰等運搬業務

第1節 本業務の概要

本業務は、本施設の稼働に伴い排出される焼却灰等を事業者が提案した焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者の引取先まで安全に運搬するものである。また、管理運営事業者は安定的かつ長期的に焼却灰等運搬事業者を確保するとともに、焼却灰等運搬事業者及び管理運営事業者は焼却灰等の安定かつ安全な焼却灰等運搬業務の責任を負う。

令和8～12年度は、基幹的設備改良工事において実施するごみの外部搬出分（自治体処理・事業者提案）を除き、本施設の稼働に伴い発生する焼却灰等全量を運搬すること。その内、提案資源化分は、提案資源化先へ運搬すること。また、焼却灰等の処分先は公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）を優先とし、ASECの年間受入量上限：3,200トンを超過する場合は、超過分を提案処分先へ運搬すること。なお、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事において、本市が実施する自治体間でのごみの外部処理で発生する焼却灰等もASECで処理する予定であり、その量もASEC年間受入量に含まれる。

令和13年度及び令和14年度は、本施設の稼働に伴い発生する焼却灰等全量を運搬すること。その内、提案資源化分は、提案資源化先へ運搬すること。また、焼却灰等の処分については、年間約3,200トンはASECへ優先的に運搬し、ASEC年間受入量を超過する場合は、提案処分先へ運搬すること。

令和15～32年度は、本施設の稼働に伴い発生する焼却灰等全量を提案資源化先及び提案処分先へ運搬すること。

令和8～14年度のASEC運搬想定量は、表12を参考にすること。

表 12 ASE C 運搬想定量

年度	ごみの外部処理 （自治体処理） （t）	施設稼働 （t）
令和8年	0	3,200
令和9年	1,400	1,800
令和10年	1,100	2,100
令和11年	1,700	1,500
令和12年	1,100	2,100
令和13年	—	3,200
令和14年	—	3,200
合計	5,300	17,100

1. 積込み場所と運搬先

1) 積込み場所：本施設

2) 運搬先

(1) 焼却灰等資源化事業者

事業者が提案した場所 []

(2) 焼却灰等処分事業者

令和 8～12 年度：公益財団法人 愛知臨海環境整備センター（ASEC）

事業者が提案した場所 []

令和 13～14 年度：公益財団法人 愛知臨海環境整備センター（ASEC）

事業者が提案した場所 []

令和 15～32 年度：事業者が提案した場所 []

表 13 愛知臨海環境整備センター（ASEC）概要

名称	公益財団法人 愛知臨海環境整備センター 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場
所在地	愛知県知多郡武豊町字三号地 1 番地
受入廃棄物	一般廃棄物 焼却残さ（燃え殻、ばいじん、溶融スラグ）、無機性の汚泥
受入時間及び休業	【受入れ時間】 平日 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで （昼休み：正午から午後 1 時まで） 【休業日】 土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）、国民の休日 12 月 30 日から 1 月 4 日まで 以下の場合には、受入を停止することがある。 ・ 武豊町に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、各種特別警報等が出された場合 ・ 武豊町臨海部に津波警報又は大津波警報が出された場合 ・ 強風、大雨、地震等により業務に支障を生じる可能性がある場合

2. 提出書類等

焼却灰等運搬事業者は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）まで以下の書類を提出し本市の承諾を得ること。なお、提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書類を本市へ提出し承諾を得ること。

1) 運搬車両一覧表

2) 作業従事者名簿

3) 車検証写し（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法適合車であること）

4) 運搬車両を運転するための運転免許証写し（運搬車両を運転する者のみ）

5) 本施設から焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者の引取先までの運搬ルート（複数ある場合は全ての運搬ルート）

6) その他、本市が指示するもの

3. 報告

焼却灰等運搬事業者は、業務の実績を明らかにするため運搬量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月10営業日以内に本市へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。

- 1) 本業務の実績量は、運搬先の計量設備で計量した量を基準とする。
- 2) 焼却灰等の種類別、運搬先別に運搬量を整理すること。
- 3) その他、本市が指示する内容を報告すること

4. 賠償責任及び保険

焼却灰等運搬事業者は、業務上本施設及び第三者へ損害等を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。この場合は、遅滞なく本市及び管理運営事業者へ報告を行うとともに管理運営事業者の指示に従い原状回復等を行うこと。

また、焼却灰等運搬事業者は、本業務期間中、本業務に必要な保険に加入すること。加入する保険の種類等については提案によるものとする。

5. 緊急時の対応

焼却灰等運搬事業者は、業務実施中に重大事故等の緊急事態に備え、連絡体制を整え緊急措置に対する準備をすること。また、管理運営事業者は応急措置に協力しなければならない。

第2節 運搬業務の実施

1. 運搬日及び業務時間

運搬日及び業務時間については、本市、焼却灰等運搬事業者及び管理運営事業者間で協議の上、決定すること。なお、本施設からの積み込み搬出時間は、特に縛りは設けないが、本市職員従事時間外における搬出を行う場合は、事前に本市と協議して決定すること。

2. 焼却灰等の安全かつ適正な運搬

- 1) ごみ焼却施設から排出される焼却灰等を焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者の引取先まで安全かつ適正に運搬すること。
- 2) 焼却灰等の運搬にあたっては、焼却灰等運搬業務委託契約書、廃棄物処理法、道路交通法等の関係法令を遵守し、確実かつ安全に行うこと。
- 3) 事業実施区域内では、運搬車両、一般車両、作業従事者、見学者の通行に支障を与えないようにすること。
- 4) 焼却灰等の積み込み及び荷卸に際しては、管理運営事業者、焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者と十分に連携を図り、焼却灰等の運搬による本施設の運営に影響が出ないようにすること。
- 5) 焼却灰等の積み込み及び荷卸に際しては、焼却灰等の飛散等による周辺環境へ影響を与えないように管理運営事業者、焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者と連携し十分な対策を講じること。なお、焼却灰等の飛散等により周辺環境へ影響を与え

- た場合は、管理運営事業者、焼却灰等運搬事業者、焼却灰等資源化事業者、焼却灰等処分事業者が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。
- 6) 焼却灰等の運搬にあたり、予め定めた通行ルートにおいて周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに本市及び管理運営事業者に報告するとともに焼却灰等運搬事業者及び管理運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。
 - 7) ごみ焼却施設の試運転で生じる焼却灰等も運搬すること。

3. 焼却灰等の運搬手順等

- 1) 本施設からの焼却灰等の積み込み方法は、建設事業者の提案による方法とする。
- 2) 焼却灰等の積み込みは、管理運営事業者及び焼却灰等運搬事業者が連携して行う。
- 3) 焼却灰等運搬事業者は、焼却灰等を運搬にあたり天蓋付き車両等の飛散防止対策を講じた車両を用意する。本施設の計量設備が利用できない大きさの車両の場合、灰クレーンによる計量をもって過積載となっていないことを確認する。
- 4) 本施設での計量方法
 - (1) 焼却灰等運搬車両は、管理運営事業者立ち会いのもと本施設の計量設備で空荷の状態を計量する。
 - (2) 焼却灰等を積み込んだ後、管理運営事業者立ち会いのもと本施設の計量設備で計量後、計量伝票 1 枚を焼却灰等運搬事業者が保管する。
 - (3) 焼却灰等運搬事業者及び管理運営事業者は、過積載となっていないことを確認し搬出する。
- 5) 計量方法の変更等
管理運営開始後、合理的かつ効率的で正確な計量を行える場合は本市と協議し計量方法を変更できるものとする。

4. その他留意事項等

- 1) 管理運営事業者は、焼却灰等資源化、焼却灰等処分及び焼却灰等運搬計画に基づき焼却灰等の運搬頻度等を計画し実施すること。計画は毎年見直しを行い、本市へ報告すること。
- 2) 業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。
- 3) 所定の場所以外への立ち入りをしないこと。
- 4) 本施設の構内道路は、安全運転に心掛け、15km/h 以内で通行すること。
- 5) 運搬中において本業務で定めたもの以外は混入しないこと。
- 6) 予め定めた運搬ルート及び焼却灰等資源化事業者及び焼却灰等処分事業者の引取先まで確実に運搬すること。ただし、交通事故、道路工事等による予め定めた運搬ルートを通行することができない場合は、本市及び管理運営事業者へ連絡すること。
- 7) 公益財団法人愛知臨海環境整備センターへ灰を搬出する場合、衣浦トンネルを通行すること。衣浦トンネル通行証は3年間保存すること。

第7章 焼却灰等資源化業務

第1節 本業務の概要

本業務は、焼却灰等運搬事業者により運搬・搬入される焼却灰等を焼却灰等資源化事業者が自らの施設で資源化を行うものである。なお、管理運営事業者は焼却灰等資源化事業者を安定的かつ長期的に確保するとともに焼却灰等資源化事業者及び管理運営事業者は焼却灰等の安定かつ安全な資源化業務の責任を負う。

1. 焼却灰等の資源化先と資源化方法

- 1) 焼却灰等資源化先：[]
- 2) 資源化方法：[]
- 3) 受入可能量：[] t/日、[] t/年

2. 提出書類等

焼却灰等資源化事業者は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）までに以下の書類を提出し本市の承諾を得ること。なお、受入に際して地元市町村等の協定を有する場合は協定書の写しを提出すること。また、提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書類を本市へ提出し承諾を得ること。

- 1) 一般廃棄物処理業許可証の写し
- 2) 一般廃棄物処理施設設置許可証の写し
- 3) 資源化施設の概要（処理フロー、受入可能量等）
- 4) 焼却灰等資源化事業者における計量器の法定点検証明書の写し
- 5) その他、本市が指示するもの

3. 報告

焼却灰等資源化事業者は、業務の実績を明らかにするため資源化量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月10営業日以内に本市へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。

- 1) 本業務の資源化実績量は、焼却灰等資源化事業者の計量設備で計量した量を基準とする。
- 2) 焼却灰等の種類別、資源化別に整理すること。
- 3) その他、本市が指示する内容を報告すること。

第2節 焼却灰等の資源化の実施

1. 焼却灰等の安定かつ適正な資源化

- 1) ごみ焼却施設から排出される焼却灰等を焼却灰等資源化事業者の施設において適正に処理・資源化を行うこと。
- 2) 焼却灰等の資源化にあたっては、焼却灰等資源化業務委託契約書、廃棄物処理法、等

の関係法令を遵守し、適切に資源化を行うこと。

- 3) 焼却灰等資源化事業者は、管理運営事業者及び焼却灰等運搬事業者と十分に連携を図り、焼却灰等の資源化による本施設の運営に影響が出ないようにすること。
- 4) 焼却灰等の資源化にあたり、周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに本市及び管理運営事業者へ報告するとともに焼却灰等資源化事業者及び管理運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。
- 5) 焼却灰等資源化事業者は、資源化に伴う周辺環境へ影響を与えないようにすること。
なお、周辺環境へ影響を与えた場合は、焼却灰等資源化事業者及び管理運営事業者が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。
- 6) ごみ焼却施設の試運転で生じる焼却灰等も資源化すること。
- 7) 管理運営事業者は、焼却灰等資源化事業者の受入基準を満足していることを確認するために法律等に定められた方法で分析・管理を行うこと。また、分析結果は本市へ報告すること。
- 8) 処理前に選別した処理不適物を除きごみ処理に伴い発生する焼却灰等は、管理運営事業者の責任において、「第1章総則 表3 計画年間処理量及び資源化量」を満たす資源化を行うこと。
- 9) 熔融再資源化を行う場合、熔融（処理）後の発生品がどのように再利用（又は処分）されたか確認できる年度実績報告書を提出すること。
 - ア) 処理量
 - イ) 処理の方法
 - ウ) 処理後の発生品の数量と処分方法
 - エ) 処分物、再生物の基準適合に係る分析結果等

【焼却灰等の受入基準の分析・管理項目等】

品目	測定項目	頻度	基準値	分析等の方法
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕

2. その他留意事項等

- 1) 管理運営事業者は、焼却灰等資源化及び運搬計画に基づき焼却灰等資源化量の計画を策定し実施すること。計画は毎年見直しを行い、本市へ報告すること。
- 2) 業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。
- 3) 廃棄物処理法に基づき、年1回本市による現地確認を行う。

第8章 焼却灰等処分業務

第1節 本業務の概要

本業務は、焼却灰等運搬事業者により運搬・搬入される焼却灰等を焼却灰等処分事業者が自らの施設で処分を行うものである。なお、管理運営事業者は焼却灰等処分事業者を安定的かつ長期的に確保するとともに焼却灰等処分事業者及び管理運営事業者は焼却灰等の安定かつ安全な処分業務の責任を負う。

令和8～12年度は、基幹的設備改良工事において実施するごみの外部搬出分（自治体処理・事業者提案）及び資源化量（提案）を除く焼却灰等を処分すること。処分先はASECを優先とし、ASECの年間上限受入量：3,200トンを超す場合は、提案先で処分すること。

なお、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事において、本市が実施する自治体間でのごみの外部処理で発生する焼却灰等もASECで処分する予定であり、その量もASEC年間受入量に含まれる。また、ASECでの処分費は本市負担とする。

令和13年度及び令和14年度は、年間3,200トン为本市の負担によりASECで処分する予定である。焼却灰等の年間処分量が3,200トンを超える場合は、超過分を提案先で処分すること。

令和15～32年度は、本施設の稼働に伴い発生する焼却灰等のうち資源化量（提案）を除く全量を提案先で処分すること。

1. 焼却灰等の処分先

- 1) 焼却灰等処分先：[]
- 2) 受入可能量：[] t/日、[] t/年

2. 提出書類等

焼却灰等処分事業者は、運営開始前（負荷運転による試運転開始含む）まで以下の書類を提出し本市の承諾を得ること。なお、受入に際して地元市町村等の協定を有する場合は協定書の写しを提出すること。また、提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更内容を記載した書類を本市へ提出し承諾を得ること。

- 1) 一般廃棄物処理業許可証の写し
- 2) 一般廃棄物処理施設設置許可証の写し
- 3) 埋立処分施設の概要（処理フロー、受入可能量等）
- 4) 焼却灰等処分事業者における計量器の法定点検証明書の写し
- 5) その他、本市が指示するもの

3. 報告

焼却灰等処分事業者は、業務の実績を明らかにするため埋立量等を整理した業務実績報告書を毎月まとめ翌月10営業日以内に本市へ報告すること。なお、報告書は以下の方法によるものとする。

- 1) 本業務の処分実績量は、焼却灰等処分事業者の計量設備で計量した量を基準とする。
- 2) 焼却灰等の種類別に整理すること。
- 3) その他、本市が指示する内容を報告すること。

第2節 焼却灰等の処分

1. 焼却灰等の安定かつ適正な処分

- 1) ごみ焼却施設から排出される焼却灰等を焼却灰等処分事業者の施設において適正に処理を行うこと。
- 2) 焼却灰等の処分にあたっては、焼却灰等処分業務委託契約書、廃棄物処理法、等の関係法令を遵守し、適切に処理を行うこと。
- 3) 焼却灰等処分事業者は、管理運営事業者及び焼却灰等運搬事業者と十分に連携を図り、焼却灰等の処分による本施設の運営に影響が出ないようにすること。
- 4) 焼却灰等の処分にあたり、周辺住民に迷惑を与えず、苦情が発生しないように十分注意すること。万一苦情等が生じた場合は、速やかに本市及び管理運営事業者に報告するとともに焼却灰等処分事業者及び管理運営事業者の責任において必要な措置を行うこと。
- 5) 焼却灰等処分事業者は、処分に伴う周辺環境へ影響を与えないようにすること。なお、周辺環境へ影響を与えた場合は、焼却灰等処分事業者及び管理運営事業者が連携して原因究明、影響の把握及びその対策を検討し現状復旧させること。
- 6) ごみ焼却施設の試運転で生じる焼却灰等も処分すること。
- 7) 管理運営事業者は、焼却灰等処分事業者の受入基準を満足していることを確認するために法律等に定められた方法で分析・管理を行うこと。また、分析結果は本市へ報告すること。

【焼却灰等の受入基準の分析・管理項目等】

品目	測定項目	頻度	基準値	分析等の方法
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕
	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕

2. その他留意事項等

- 1) 管理運営事業者は、焼却灰等処分及び焼却灰等運搬計画に基づき焼却灰等処分量の計画を策定し実施すること。計画は毎年見直しを行い、本市へ報告すること。
- 2) 業務実施場所及びその周辺は常に清潔に保つこと。
- 3) 廃棄物処理法に基づき、年1回本市による現地確認を行う。

第9章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

管理運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

維持管理にあたっては、施設保全計画等に基づいて行うこと。なお、基幹的設備改良工事において、休止（残置）する設備は維持管理に注意すること。

拡張予定区域については、本市において整備を行うが、当該区域整備後の令和 14 年度以降は、維持管理業務の対象範囲とする。なお、当該区域の維持管理業務については、整備内容決定後に本市及び管理運営事業者において協議することとする。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換え等の一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成するものとし、当該年度の前年度3月までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 14 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、管理運営事業者は臨時点検を実施すること。

2. 保守管理の実施

管理運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理実施の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

4. 関連施設等の保守管理

1) 管理棟

(1) 空調設備

(2) 換気設備

換気設備の管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(3)電話設備

(4)自動ドア

① 玄関風除室外側

② 玄関風除室内側

(5)照明設備

令和15年度までは本市にて管理する。令和16年度以降、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(6)啓発設備

(7)大会議室音響及び映像設備

2) 計量棟

(1)計量器内部清掃点検

(2)計量器制御部清掃点検

(3)データ処理装置点検

(4)消耗品交換

(5)計量器法定検査（奇数年度）

(6)照明設備

信号灯、屋内外の照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(7)建物、ドア、ガラスの補修及び維持のための塗装

(8)換気設備

換気設備の管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(9)空調設備

3) 砂利駐車場

砂利の補充、区画線の張り直しを行うこと。

4) 屋外トイレ

(1)清掃

(2)照明設備

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(3)回転灯

回転灯に注意し、点灯している場合は対応すること。

(4)補修及び維持のための塗装

5) 車庫棟

(1)補修及び維持のための塗装

(2)照明設備

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

6) 水処理棟（井戸2箇所含む）

(1)井戸湧出確認及び浚渫

(2)清掃

(3)補修及び維持のための塗装

(4)照明設備

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

7) 洗車棟

(1)清掃

(2)補修及び維持のための塗装

(3)照明設備

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

8) 油倉庫

(1)油の在庫管理

(2)清掃

(3)補修及び維持のための塗装

(4)照明設備

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

9) 多目的広場

(1)防球ネットの補修、取替え

(2)グリーンサーフェイス（人工砂）の補充

(3)マーキング材の突出による安全確認

(4)グラウンドが安全に使用できるよう釘、石等の異物除去

(5)ごみ、枯葉、草等の除去を含む清掃

(6)利用用具（グラウンドゴルフスティック、ボール等）の備え付け

（１）～（６）は週１回以上確認し、異常があった場合は対応すること。

(7)倉庫管理

(8)利用管理（受付、利用者数把握、掲示等）

10) グラウンドゴルフ場（あずま屋含む）

(1)芝刈り（夏季２回以上、冬季１回以上）

(2)消毒（夏季１回以上、冬季１回以上）

消毒については消毒については、平成２５年４月２６日付環水大土発第１３０４２６
１号農林水産省消費・安全局長 環境省・大気環境局長の「住宅地における農薬使用に
ついて」及び社団法人緑の安全推進協会の作成する「樹木等の病虫害防除に関する手引
き」に基づき実施すること。また、作業を実施する日程については事前に協議すること。

(3)除草剤（夏季１回以上、冬季１回以上）

(4)芝施肥（年１回以上）

(5)樹木施肥・剪定（年１回以上）

(6)草取り（毎月確認し、草が伸びていたら実施すること）

(7)コース整地（年１回以上）

(8)芝目土・エアレーション（年１回以上）

(9)ごみ、枯葉等除去を含む清掃

(10)利用管理（受付、利用者数把握、掲示等）

なお、本業務の履行にあたっては、造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者及び農薬管理指導士の資格を有する者が行うこと。

1 1）雨水調整池

管理運営事業者は、本施設内の調整池の維持管理を行い、調整池の保全に必要なすべての業務を行うこと。

1 2）汚水処理槽（3か所）

処理槽内汚水からの悪臭を発生させないため、定期的な管理と清掃を行うこと（汚水処理槽の位置は添付資料－9のとおり）。

なお、管理としては、毎年9月と3月に簡易清掃とトイレ汚水処理槽の点検を行うが、点検は浄化槽法施行規則第2条に規定された技術上の基準に沿って行うものとし、点検が終わり次第、速やかに点検記録を作成し、本市へ提出すること。

また、清掃としては、年1回、処理槽内に堆積した汚泥を引き抜き、し尿処理施設への搬入を行うこと。

これらの管理及び清掃については、事業者又は管理運営事業者が浄化槽法第10条第3項に規定された業者に該当する場合は事業者又は管理運営事業者が行っても良いが、該当しない場合は該当する業者に委託をすること。委託をした場合は、管理に係る点検記録は、事業者又は管理運営事業者宛に提出されたものの写しを本市へ提出することとする。

1 3）国土地理院三角点

砂塵に埋没させないように健全に保つこと。

1 4）外灯

照明管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

1 5）門扉

(1)受付時間に応じて開閉すること。

(2)門扉管理を行い、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

1 6）敷地内看板

(1)敷地内の看板は掲示内容が見えるように管理し、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。

(2)本市の都合により掲示内容が変更となる場合は、本市の負担で内容を変更する。なお、年末年始にかかわる案内看板の内容変更は本市の指示により内容変更するが、事業者負担とする。

表 14 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査 第 162 条 検査証の有効期間の更新	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年超～2 年以内に 1 回以上 1 年超～2 年以内
	建築基準法	第 12 条 報告、検査等	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査等	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
ボイラー	電気事業法	第 55 条 定期自主者検査 第 55 条 定期安全管理審査	1 月に 1 回 2 年を経過した日以降 1 年を超えない時期
蒸気タービン	電気事業法	第 42 条 保安規程 第 55 条 定期安全管理審査	
	電気事業法施行規則	第 94 条の 2 定期自主者検査	運転開始日又は定期事業者検査終了した日以降 4 年を超えない時期
計量機	計量法	第 21 条 定期検査の実施時期等	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 55 条 管理基準 第 56 条 検査	1 年に 1 回以上 1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上 連結送水管点検 3 年に 1 回以上
エアコンディショナー	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第 16 条第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	(7.5kW～50kW 未満) 3 年に 1 回以上 (50kW 以上) 1 年に 1 回以上 (簡易点検) 3 月に 1 回以上
冷蔵機器及び冷凍機器			(7.5kW 以上) 1 年に 1 回以上 (簡易点検) 3 月に 1 回以上
エアードライヤー（計装用ベピコン付帯）			(簡易点検) 3 月に 1 回以上

電気設備	電気事業法施行規則	第 50 条第 3 項第三号 保安規程	保安規程に定めた点検（日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等）を定めた期間毎におこなう。
チェーンブロック	クレーン等安全規則	第 36 条 第 35 条 第 34 条	（日常点検）作業を開始する日ごとに 1 回 （月次自主検査）1 月に 1 回以上 （年次自主検査）1 年に 1 回以上
フォークリフト	労働安全衛生規則	第 151 条の 25 第 151 条の 21 第 151 条の 22	（日常点検）運転ごとに 1 回 （月次自主検査）1 月に 1 回以上 （年次自主検査）1 年に 1 回以上
ダンプカー	道路運送車両法	第 47 条の 1 第 48 条	（日常点検）作業を行う日ごとに 1 回 （定期点検）6 か月点検、12 か月点検
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

※本表の内容についてはあくまで参考のため、管理運営事業者にて施設設備及び備品の内容と法令との間に齟齬や漏れが無いが見直しを行い、必要な点検を漏れなく行うようにすること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善又はより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 共通事項

更新工事また保全工事（機能付加）について建設業法に該当するものとして適切な施工管理がなされなければならない。施工管理には建設工事事務の手引き（愛知県建設局）を準用するものとする。

表 15 工事現場への掲示（参考）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
工事名称、発注者等を示す表示板※ ¹	適切な場所	全ての工事	仕様書等
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	建設業者（本市から直接請け負ったものに限る）	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条 （縦 25 cm 以上×横 35 cm 以上）
施工体系図	工事関係者及び公衆が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法第 24 条の 8 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条
再下請負通知書の提出案内※ ²	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法通知済ステッカー	公衆が見やすい場所	同ステッカーを受領した工事	
再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画	公衆が見やすい場所	一定規模以上の工事 ※ ³	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めた省令第 8 条
労災保険関係成立票	労働者が見やすい場所	全ての工事	労働災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条
大気汚染防止法第 18 条の 14 による特定粉じん排出等作業の方法等、第 18 条の 15 第 1 項による調査結果	公衆に見やすい場所	解体等工事（建築物等の解体、改造、補修作業を伴う工事）	大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項 大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 （A3 サイズ以上）
石綿障害予防規則第 3 条第 1 項による調査結果	労働者が見やすい箇所	解体等の作業（建築物等の解体又は改修（封じ込め、囲い込みを含む）の作業）	石綿障害予防規則第 3 条第 6 項
飲食喫煙禁止、石綿の有害性等、立入禁止	労働者が見やすい箇所	石綿等を取り扱う作業場	石綿障害予防規則第 33 条、第 34 条、第 7 条、第 15 条

※¹ 掲示板については、可能な範囲であいくる材（県産木材）を使用することが望ましい。

※² 工事現場への掲示文例

- ※³ ①（ア）と（イ）のような指定副産物を搬出する工事
（ア）土砂…500m³以上 （イ）Co 塊、As 塊、建設発生木材…合計 200t 以上
②（ウ）～（オ）のような指定副産物を搬入する工事
（ウ）土砂 500m³以上 （エ）砕石 500t 以上 （オ）加熱アスファルト混合物 200t

2. 施設保全計画の作成

管理運営事業者は、ごみ焼却施設については建設業務で作成した施設保全計画に、し尿処理施設については「し尿処理施設整備計画」に基づき、以下に示す補修工事、更新工事及び保全工事の計画書を作成し、当該年度の前年度までに各計画及び予算について本市と協議のうえ承諾を得ること。管理運営期間を通じた計画は毎年度更新し、当該年度の当初計画と当該年度に行った工事内容について比較し報告書を作成すること。

報告書は記載項目を事前に本市と協議し、決定した上でわかりやすく整理すること。

3. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器及び低下した性能・機能を初期の性能水準若しくは実用上支障のない性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- (1)管理運営事業者は、表 16 を参考に補修工事計画書を作成すること。
- (2)管理運営事業者は、管理運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3)運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (4)保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握したうえで、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (5)補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (6)予備が無い機器については、予め破損した場合の対策を立て、適切に対応すること。

表 16 補修工事の分類（参考）

作業区分			概 要	設備・機器（例）
補修工事	予防保全	時間基準保全（TBM）	- 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 - 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全（CBM）	摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、灰・排水設備の腐食等
	事後保全（BM）		- 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 - 保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類

※プラント、建築設備の例

2) 補修工事の実施

管理運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事実施の報告

- (1)管理運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2)管理運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (3)補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

4. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- (1)管理運営事業者は、表 17 を参考に更新工事計画書を作成すること。
- (2)管理運営事業者は、管理運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3)運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (4)保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (5)更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

管理運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施の報告

- (1)管理運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2)管理運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (3)更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

表 17 更新工事の分類（参考）

作業区分			概 要	設備・機器（例）
補修工事	予防保全	時間基準保全（TBM）	- 予備機を有している場合でも通常の運転にリスクを及ぼすもの、あるいはパッケージ化されて損耗部のみの交換が行いにくいもの。 - 調達品のうち、保証期間が定められており、事業期間中に更新が必要なもの。	ボイラー給水ポンプ、DCS 等
		状態基準保全（CBM）	摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	蒸気タービン減速機、ITV、クレーンバケット、各設備の油圧ユニット等
	事後保全（BM）		- 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 - 保全部材の調達が容易なもの。 - 不具合がプラント運転に直接支障を及ぼさないもので、調達方法が機器単位のもの。	排水ポンプ、居室部の照明およびエアコン類

5. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

管理運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。

また、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性、技術向上を考慮し改良工事を実施できることとする。実施する場合は、実施計画を作成し、本市の承諾を得ること。また、実施後は、報告書を作成し本市の承諾を得ること。

6. 特定部品

特定部品リストに示す特定部品については、本施設の施工企業に協力を求めることができる。本施設の管理運営において部品の交換を行う際は、特定部品リストに示す部品を使用することを原則とするが、事業者の判断で使用部品を変更する場合には、本市の承諾を得ること。

表 18 特定部品リスト（ごみ焼却施設）

設備名	機器名	部品供給	部品納期	工事推奨
燃焼設備	給じん装置	○	6～12 ヶ月	○
	ストーカ（鋳物類及びフレーム式）	○	6～12 ヶ月	○

表 19 特定部品リスト（し尿処理施設）

設備名	機器名	部品供給	部品納期	工事推奨
受入・前処理設備	脱水し渣移送装置 1	○	3～6 ヶ月	
	脱水し渣移送装置 2	○	3～6 ヶ月	
	脱水し渣ホッパ	○	3～6 ヶ月	
前脱水設備	No.1 凝集槽 1 攪拌機	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 凝集槽 2 攪拌機	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 凝集槽 1 攪拌機	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 凝集槽 2 攪拌機	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 濃縮機	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 濃縮機	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 汚泥脱水機	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 汚泥脱水機	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 汚泥脱水機油圧ユニット	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 汚泥脱水機油圧ユニット	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 洗浄装置	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 洗浄装置	○	3～6 ヶ月	○
	脱水汚泥移送装置 1	○	3～6 ヶ月	○
	脱水汚泥移送装置 2	○	3～6 ヶ月	○
	脱水汚泥ホッパ切り出しコンベア	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 凝集槽 1	○	3～6 ヶ月	○
	No.1 凝集槽 2	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 凝集槽 1	○	3～6 ヶ月	○
	No.2 凝集槽 2	○	3～6 ヶ月	○
	脱水助剤溶解槽 1	○	3～6 ヶ月	○
	脱水助剤溶解槽 2	○	3～6 ヶ月	○
生物酸化処理設備	沈殿槽掻寄機	○	3～6 ヶ月	
脱臭設備	水洗浄塔	○	3～6 ヶ月	
	アルカリ次亜カーボン洗浄塔	○	3～6 ヶ月	
	ミストセパレータ	○	3～6 ヶ月	
	高濃度用活性炭吸着塔	○	3～6 ヶ月	
	低濃度用活性炭吸着塔	○	3～6 ヶ月	
取排水設備	除鉄・除マンガン塔	○	3～6 ヶ月	
電気計装設備	地階動力制御盤 1	○	3～12 ヶ月	○

	地階動力制御盤 2	○	3～12 ヶ月	○
	1 階動力制御盤 1	○	3～12 ヶ月	○
	1 階動力制御盤 2	○	3～12 ヶ月	○
	2 階動力制御盤	○	3～12 ヶ月	○
	有機系調質剤溶解装置制御盤	○	3～12 ヶ月	○
	井水処理装置制御盤	○	3～12 ヶ月	○
	データログ装置	○	3～12 ヶ月	○
	トラックスケール	○	3～12 ヶ月	○

第4節 清掃

1. 一般事項

- 1) 管理運営事業者は、運営期間をとおりて本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 管理運営事業者は、本事業開始前までに、清掃計画書を作成し本市の承諾を得ること。また、清掃計画書に基づき清掃を実施し、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

2. 必須事項

1) 日常清掃

- (1) 屋外トイレ清掃（週2回）
- (2) ごみ焼却施設及びし尿処理施設の床、ガラス及びトイレ清掃（毎日）
- (3) 計量棟の床、ガラス及びトイレ清掃（毎日）

2) 定期清掃

- (1) ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟及び計量棟の床清清掃、ワックス塗布（年1回以上）
- (2) ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟及び計量棟の床面洗浄及び剥離（3年1回以上）
- (3) ごみ焼却施設、し尿処理施設、管理棟及び計量棟の窓ガラス及びサッシ（内外面）（年1回以上）
- (4) ごみ焼却施設のエレベーターガラス清掃（内面）（年1回以上）

3) 落ち葉等清掃

本施設内及び外周の落ち葉拾い等の清掃を定期的実施し、L 型溝、集水桝に溜まった枝葉、ごみ、土砂等の除去すること。

特に、雨天時や台風等が発生した際はその翌日に施設内の見回りを実施し、清掃及び枝葉、ごみ、土砂等の除去を行うこと。

なお、拡張予定区域整備完了後の令和 14 年度以降は、拡張予定区域を含めた本施設内及び外周を落ち葉等の清掃範囲とする。

4) 空調機フィルター及び換気口

以下の(1)(2)(3)(4)のいずれも6月及び9月に必ず清掃することとし、これらを含め年2回以上清掃すること。

(1)管理棟1階

- ① 事務室
- ② 打合室
- ③ 玄関ホール
- ④ 大会議室

(2)管理棟2階

- ① 会議室
- ② 職員詰所
- ③ 厚生室
- ④ 廊下
- ⑤ 乾燥室

(3)書庫ごみ焼却施設

- ① 1階タービン発電機室
- ② 1階受変電室
- ③ 1階電気室
- ④ 1階コンプレッサ室
- ⑤ 1階監視室
- ⑥ 2階データログ室
- ⑦ 3階宿直室

(4)計量棟

- ① 計量棟室内

第5節 維持管理マニュアル

管理運営事業者は、本業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

管理運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

なお、拡張予定区域整備完了後の令和14年度以降は、拡張予定区域を含めた維持管理マニュアルとすること。

第6節 精密機能検査等

1. 管理運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、本施設の精密機能検査を実施すること。ただし、初回は令和8年度に実施すること。

2. 管理運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、本施設の機能検査を実施すること。
3. 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 土木・建築、建築設備の点検・検査、補修等

1. 管理運営事業者は、土木・建築の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、本要求水準書を満足できるよう修理交換等を行うこと。
2. 管理運営事業者は、見学者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
3. 土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、保守管理計画に含めること。
4. 業務期間中に発生した雨漏り、外壁のクラック補修等を行うこと。

第8節 長寿命化計画（延命化計画）の作成及び実施

1. 管理運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）を作成し、本市の承諾を得ること。なお、し尿処理施設については、既に「し尿処理施設整備計画」が存在するため、管理運営事業者にて新規に作成するのではなく、既存計画の内容を確認し、変更が必要な場合には管理運営事業者にて修正し本市の承諾を得ることとする。
2. 本業務期間を通じた長寿命化計画（延命化計画）は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
3. 管理運営事業者は、長寿命化計画（延命化計画）に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。

第10章 環境管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

管理運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守するための適切な測定管理業務を行うこと。

また、測定した記録については、公表する計画であるので公表データの作成、データの提供等本市が行う公表作業に協力すること。

第2節 マニュアル作成

1. 管理運営事業者は、表 20 に示す測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成にあたっては、表 20 の項目及び頻度と同等以上とすること。
2. 本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について管理運営事業者及び本市が合意した場合、表 20 に示す測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。
3. 管理運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき、業務従事者に作業手順を習熟させること。
4. 管理運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

表 20 管理運営期間中の測定項目（ごみ焼却施設）

区分	測定項目	測定頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	2か月に1回以上	各炉
	水銀（ガス状及び粒子状）	6か月を超えない範囲で測定	各炉
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	1回/年	各炉
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	1回/月	バイオマス比率を算出する。 ごみ10組成の乾き組成及び湿り組成を測定。 低位発熱量は実測値、環整95号、狩郷の式による数値
焼却主灰	重金属溶出量	1回/年	各炉 表21に記載の項目及び水素イオン濃度を測定。 測定頻度は受入基準に準ずるように行う。
	ダイオキシン類	1回/年	各炉 測定頻度は受入基準に準ずるように行う。
	熱灼減量	1回/月	各炉 測定頻度は受入基準に準ずるように行う。
	資源化先及び最終処分先受入基準	適宜	各炉 受入基準による
焼却飛灰	重金属溶出量	1回/年	表21に記載の項目及び水素イオン濃度を測定。 測定頻度は受入基準に準ずるように行う。
	ダイオキシン類	1回/年	測定頻度は受入基準に準ずるように行う。
	資源化先及び最終処分先受入基準	適宜	受入基準による
大気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒音	騒音	1回/年	5地点
振動	振動	1回/年	5地点
悪臭	臭気濃度	1回/年	5地点、脱臭装置排出を含む
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度	2回/年	
居室環境	浮遊粉じん	改築等を実施した場合	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第一条の特定建築物に該当する場合
	一酸化炭素		
	二酸化炭素		
	温度		
	相対湿度		
	気流		
	ホルムアルデヒドの量		

第3節 排ガス等の基準値を超えた場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

管理運営事業者による本施設の管理運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、原因の究明等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

(1)要監視基準は、本施設からの排ガスに関する環境測定項目のうち、連続測定のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀とし、管理運営事業者の提案により設定する基準値とする。

(2)停止基準は、公害防止基準値とする。なお、騒音、振動及び悪臭の測定地点については、環境影響調査結果を踏まえた敷地境界地点とする。

3) 要監視基準及び停止基準の判定方法

要監視基準及び停止基準の判定方法については、「表 21 排ガス等の要監視基準及び停止基準等」に示すとおりとする。

表 21 排ガス等の要監視基準及び停止基準等

区分	項目	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法及び措置
排ガス	ばいじん [g/m ³ N]	[]	1 時間平均 値が左記の 基準値を超 えた場合、 本施設の監 視 を 強 化 し、改善策 を 検 討 す る。	0.02	1 時間平均値が左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	硫酸化物 [ppm]	[]		80	
	塩化水素 [ppm]	[]		80	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		80	
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	[]		0.1	
	水銀 [μg/m ³ N]	[]		50	定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
焼却灰等	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	—		3	定期バッチ測定データが左記の基準値を超えた場合、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	アルキル水銀化合物	—		検出されないこと	
	水銀又はその他化合物 [mg/m ³ N]	—		0.005	
	カドミウム及びその化合物 [mg/m ³ N]	—		0.09	
	鉛又はその他化合物 [mg/L]	—		0.3	
	六価クロム化合物 [mg/L]	—		0.5	
	砒素又はその他化合物 [mg/L]	—		0.3	
	セレンはその他化合物 [mg/L]	—		0.3	
	1,4-ジオキサン [mg/L]	—		0.5	
騒音	朝（6～8 時）	—		55	敷地境界における基準値を超えた場合は、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	昼（8～19 時）	—		60	
	夕（19～22 時）	—		55	
	夜（22～6 時）	—		50	
振動	昼（7～20 時）	—		65	
	夜（20～7 時）	—		60	
悪臭	特定悪臭物資			22 物質	敷地境界線における基準値を超えた場合は、本施設の運転を停止すること。また、原因究明と基準値を遵守するための対策を講ずること。
	臭気指数			18	

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2. 要監視基準値を超えた場合の対応

管理運営事業者は、要監視基準値を超えた場合には、本市に連絡し、停止基準に至らないよう、速やかに対策を施すとともに、次に示す手順で本施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 要監視基準値を超えた原因の解明
- 2) 追加測定結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業完了確認（本市による確認）
- 5) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧
- 7) 1)～5)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（本市による承諾）

3. 停止基準を超えた場合の対応

管理運営事業者は、停止基準値を超えた場合には、本市に連絡し、施設の運転を速やかに停止するとともに、次に示す手順で本施設の平常どおりの運転状態への復旧を図ること。なお、必要に応じ、周辺住民、関係機関への報告、説明、対応等への協力を行うこと。

- 1) 運転の停止、本市への通知
- 2) 停止レベルに至った原因の解明
- 3) 復旧計画の策定（本市による承諾）
- 4) 改善作業への着手
- 5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- 6) 復旧のための試運転の開始
- 7) 運転データの確認（本市による確認）
- 8) 本施設の使用再開
- 9) 1)～7)の内容及び今後の対策を含めた改善報告書の策定（本市による承諾）

4. その他留意事項

焼却主灰及び飛灰処理物について、施設の受入基準超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、管理運営事業者は、受入停止措置が解除されるまでの間、管理運営事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は管理運営事業者の負担とする。

第4節 し尿処理施設

1. 下水道放流水の基準

下水道放流水質基準及び下水排除基準を以下に再掲する。

なお、表 22 は日常業務における簡易検査の基準を、表 23 は月に 1 回行う水質検査での基準を示す。

表 22（再掲） 放流水基準

放流水質	計画値
水温	45℃未満
pH	5～9以上・未満
BOD	600 mg/ℓ 未満
SS	600 mg/ℓ 未満
T-N	240 mg/ℓ 以下
T-P	32 mg/ℓ 以下
NH4-N・NO2-N・NO3-N	380 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物(鉱油類)	5mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物(動植物油脂類)	30 mg/ℓ 以下
よう素消費量	220 mg/ℓ 未満
難分解性 COD	25 mg/ℓ 未満

表 23（再掲） 下水排除基準

対象物質	基準
1 水素イオン濃度	5.0～9.0
2 生物化学的酸素要求量	600 mg/ℓ
3 化学的酸素要求量	- mg/ℓ
4 浮遊物質量	600 mg/ℓ
5 大腸菌群数	- mg/ℓ
6 窒素含有量	240 mg/ℓ
7 燐含有量	32 mg/ℓ
8 色度	- mg/ℓ
9 カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ
10 シアン化合物	1 mg/ℓ
11 有機燐化合物	1 mg/ℓ
12 鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
13 六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
14 砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
15 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
16 アルキル水銀化合物	検出されないこと

対象物質	基準
17 ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ
18 トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
19 テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
20 ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
21 四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
22 1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
23 1・1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
24 1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
25 1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
26 1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
27 1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
28 チウラム	0.06 mg/ℓ
29 シマジン	0.03 mg/ℓ
30 チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
31 ベンゼン	0.1 mg/ℓ
32 セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
33 ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ
34 ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ
35 1・4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ
36 ダイオキシン類	10 pg/ℓ
37 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	380 mg/ℓ
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/ℓ
39 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂含有量）	30 mg/ℓ
40 フェノール類含有量	5 mg/ℓ
41 銅含有量	3 mg/ℓ
42 亜鉛含有量	2 mg/ℓ
43 溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
44 溶解性マンガソ含有量	10 mg/ℓ
45 銅含有量	2 mg/ℓ
46 沃素消費量	220 mg/ℓ
47 難分解性COD	25 mg/ℓ
48 温度	45 ℃ 未 満

2. 基準を超えそうな場合及び超えた場合の対応

1) 基準を超えそうなことが判明した場合

希釈水量を増やすことで対応することとするが、放流量が612 m³/日に達しても水質改善が見られない場合は処理水の放流を直ちに中止し、原因の究明や対処を行い、水質が改善してから放流の再開を行うこと。なお、放流中止の判断、原因究明及び対処並びに放流の再開判断については、管理運営事業者にて行うこと。

2) 本市への報告

(1) 第一報

① 放流水が基準内に収まっている場合

運営管理事業者にて希釈水量を増やすことを決定した段階及び状況の改善が見られた段階で口頭またはメールにて行うこと。

② 基準を超過したことが判明した場合

本市への報告を可能な限り速やかに行うこと。なお、本市事務所の営業時間外に判明した場合も含め、超過した場合の報告方法は本市との協議にて決定すること。

(2) 水質改善後

全て解決した段階で報告書（任意様式）の提出を本市へ行い、翌月の定例会での報告も行うこと。

(3) その他

し尿処理施設への受入を停止した場合は環境保全委員会での報告が必要となるため、本市の資料作成に協力し、会議当日にも同席すること。

3) 処理水を放流できない期間が生じる場合の対応

処理水を放流できない期間が生じる場合は、その間のし尿・浄化槽汚泥の受入及び処理について管理運営事業者にて検討を行い、検討結果について本市と協議を行ったうえで対応を行うこと。また、受入を停止する必要がある場合は、必要に応じてし尿収集及び浄化槽清掃許可業者への周知を管理運営事業者から行うこと。

第11章 防火・防災管理業務

第1節 緊急対応マニュアル作成

1. 管理運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
2. 管理運営事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、事業従事者に作業手順を習熟させ、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。
3. 管理運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて改定すること。改定にあたっては本市の承諾を得ること。なお、本市業務範囲における緊急時対応マニュアルは、本市と協議して作成・見直しを行うこと。
4. 管理運営事業者は、自然災害等による緊急事態に遭遇した場合においても、本施設の損害を最小限にとどめつつ、本事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における方法や手段等を取り決めておくBCP（事業継続計画）を本市と協議のうえ、策定すること。また、BCM（事業継続管理）によって、策定した計画の適切な運用、維持管理に努めること。なお、本市業務範囲におけるBCPは、本市と協議して策定すること。

第2節 本施設の防火・防災管理業務

1. 管理運営事業者は、消防法等関連法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備し、本市に報告すること。なお、体制を変更した場合には速やかに本市に報告すること。
2. 本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防火・防災管理業務を行うこと。
3. 管理運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
4. 管理運営事業者は、特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。
5. 本市の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との連携を図る等協力を行うこと。
6. 台風等の自然災害において被害が想定される場合は事前対策を講じ、本市に報告しなければならない。台風等が過ぎたあとは、異常の有無や被害状況を本市に直ちに報告しなければならない。

第3節 二次災害の防止

管理運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、周辺環境及び本施設、道路や電力網等の公共物へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第4節 自主防災組織の整備

管理運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防火・防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練や薬品漏洩時の対応訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。

第6節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

1. 管理運営事業者は、緊急時対応については本市職員と連携を図ること。
2. 管理運営事業者は、災害発生時において見学者等を適切に誘導するとともに、作業員の避難等人身の安全を最優先すること。
3. 震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、管理運営事業者はその保管、処分に協力すること。ただし、通常の作業条件を著しく逸脱する場合は協議を行う。
4. 管理運営事業者は、本市と他の自治体間における相互支援等について本市に協力すること。
5. 災害発生時には、管理運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給を行う等、適切な対応を行うこと。
6. 災害発生時には、備品等の搬出等について本市の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については本市と協議のうえ、決定すること。
7. 管理運営事業者は、災害下において施設運転が可能となるよう従事者に必要と考えられる防災備蓄をしなければならない。備蓄品の一覧を本市に報告する。
8. 備蓄する非常食等は賞味期限を確認し、備蓄品が無駄にならないよう有効利用等を行うこと。

第7節 急病等への対応

1. 管理運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人等が発生した場合の対応マニュアルを作成すること。
2. 管理運営事業者は、作成した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
3. 急病等が発生した場合、対応マニュアルに従い対応し、状況に応じ消防、警察等へ連絡するとともに、管理運営事業者は直ちに本市に報告すること。報告後、速やかに対応等を記した報告書を作成し、本市に提出すること。

第8節 事故報告書の作成

管理運営事業者は、事故が発生した場合、直ちに本市、消防・警察・当該の労働基準監督署等へ連絡するとともに、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第9節 消防計画作成

管理運営事業者は、収容人数が50人以上となる場合は、消防法第8条1項に基づき、防火管理者を定め、消防計画を作成、本市の承諾を得ること。

第12章 保安・清掃業務

第1節 本施設の関連業務

管理運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、以下の植栽管理、施設警備・防犯等の適切な関連業務を行うこと。

拡張予定区域については、本市において整備を行うが、当該区域整備後の令和 14 年度以降は、関連業務の対象範囲とする。なお、当該区域の関連業務については、整備内容決定後に本市及び管理運営事業者において協議することとする。

第2節 植栽管理

1. 管理運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち（剪定・草刈等を含む）、適切に維持管理すること。
2. 愛知県の「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に準じ、運用すること。自主点検を実施し、備えておくこと。植栽管理についても年間計画を作成し、実施実績として毎月管理報告書と農薬等使用状況報告書を提出すること。
3. 台風等の強風の後には、植栽の状況を確認し施設の操業や来場者、公道の通行車両や歩行者に危険がおよぶ可能性がある植栽については伐採等の対策を講ずること。

第3節 調整池管理

管理運営事業者は、本施設内の調整池の維持管理を行い、調整池の保全に必要なすべての業務を行うこと。

第4節 施設警備・防犯

1. 管理運営事業者は、施設及び場内の警備・防犯体制を整備のうえ、場内警備を実施すること。
2. 管理運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
3. 管理棟の既設機械警備は、本業務に含まれる。
4. 屋外トイレの回転灯に注意し、点灯している場合は対応すること。
5. 拡張予定区域の整備が完了する令和 14 年度以降は、当該区域を含め警備を行うこと。また、当該区域を市民へ開放する場合は、その時間を除き施錠を行うこと。

第13章 施設見学者及び住民等対応業務

第1節 見学者対応

1. 施設見学者（一般見学者）の受付及び説明は、管理運営事業者が行うこと。また、施設見学者（行政視察）の受付及び説明は、本市が行うが管理運営事業者は本市が行う見学者説明に協力すること。
2. 学童見学の受付は本市が行うが、説明は管理運営事業者が行うこと。なお、令和6年度の学童見学の頻度は、4月から7月にかけて30日程度実施した。令和5、6年度の月別見学者実績は「表24 見学者数（実績）」に示すとおりである。
3. 施設見学は原則として月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までの間で受け入れる予定であるので、見学者が見学者ルートに沿って、安全かつ快適に見学できるようにすること。
4. 管理運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される人員体制を整備すること。
5. 見学者には事業者が用意した見学者説明用リーフレット（以下、「リーフレット」という。）を配布すること。リーフレットはA4三つ折りで、内容は本施設や見学コース等の概要版とする。また、リーフレットには、事業者広告を用いることができる。
6. リーフレットの内容について必要に応じ更新すること。ただし、詳細については本市と協議し決定すること。
7. リーフレットの不足が生じる前に、本市と協議し管理運営事業者が必要部数を印刷すること。
8. 管理運営事業者は、啓発設備の点検整備を行うとともに状況に応じ啓発設備の更新を行うこと。更新対象設備は原則として提案によることとするが、詳細については本市と協議のうえ決定する。
9. 見学者の増員が図れるよう業務を行うこと。また、見学者の増員が図れるよう運営期間中に啓発設備の更新、改良（最低7年毎）やコンテンツの更新、改良（年1回以上）を行わなければならない。
10. 見学者説明用リーフレット、啓発設備は施設見学者がわかりやすい表現での作成に努めること。使用する外国語は本市が発行する「家庭ごみと資源の分け方・出し方 早わかりブック」等の市民向け案内に使用する言語を基本とし、啓発設備やコンテンツ等の更新時に本市と協議のうえ、決定する。なお、令和6年度時点の「家庭ごみと資源の分け方・出し方 早わかりブック」は、英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、ベトナム語を採用している。

表 24 見学者数（実績）

月	令和5年度（人）		令和6年度（人）	
	小学生	一般	小学生	一般
4月	120	17	149	0
5月	755	0	782	3
6月	534	12	543	2
7月	410	35	478	23
8月	0	25	0	4
9月	0	3	0	27
10月	0	17	0	2
11月	0	0	0	20
12月	0	12	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
小計	1,819	92	1,952	81
合計	1,911		2,033	

第2節 周辺住民対応

1. 管理運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
2. 管理運営事業者は、本市が行う周辺の住民との協議に対して、本市の要請に基づき協力すること。なお、周辺住民等を含む本施設の各協議会及び委員会から本施設の運営に関して説明を求められた事項については、報告書等の資料を作成のうえ、各協議会等へ出席し説明を行うこと。
3. 本市が地元町内会等により構成する環境保全委員会との協定を十分理解し、これを遵守すること。また、環境保全委員会の資料作成に協力すること。
4. 管理運営事業者は、周辺環境等への影響がないように配慮すること。
5. 管理運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議のうえ、対応すること。
6. 周辺住民との交流イベントを開催すること。

第3節 行政検査対応

愛知県、消防署などの立入検査がある場合、提示書類や現地確認、灰サンプル採取などの対応に協力すること。

第14章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

管理運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、情報管理は遠隔やクラウドサービス等、最新の情報管理方法の活用も検討する。ただし、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報漏えいを防止する措置を講ずること。なお、個人情報の取扱いについては、「安城市個人情報保護条例」に定める事項を遵守すること。

第2節 業務計画及び業務実施計画の策定

管理運営事業者は、業務計画及び業務実施計画を策定し保管し、毎年度策定する業務実施計画は必要に応じて更新、変更等を行うこと。

第3節 運営体制

管理運営事業者は、以下の体制について本市の承諾を得ること。管理運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

1. 安全衛生管理体制
2. 防災管理体制
3. 連絡体制
4. 施設警備・防火・防犯体制
5. 運転管理体制
6. 緊急時の連絡体制
7. その他運営業務の実施のため必要と認められる体制

第4節 運営マニュアル

管理運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。管理運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

管理運営事業者は、本市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

管理運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記マニュアルの内容を含めること。

1. 受付業務マニュアル
2. 運転管理マニュアル
3. 維持管理マニュアル
4. 測定管理マニュアル
5. 緊急対応マニュアル
6. 警備・防犯マニュアル
7. 施設見学者及び住民等対応業務マニュアル

8. 電話対応マニュアル
9. その他関連業務マニュアル

第5節 運転管理

1. 管理運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、ごみ種類別の搬入量・処理量、資源化物量、灰搬出量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
3. 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議のうえ、決定すること。
4. 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。
5. 本施設で得たデータは、本市に帰属することを基本とする。ただし、管理運営事業者等が本施設で得たデータを利用する場合は事前に本市と協議し承諾を得ること。
6. 遠隔、クラウドサービス等で運転管理を行う場合のデータの取扱い、データの漏えい対策等については、本市と協議のうえ決定すること。

第6節 保守管理

1. 管理運営事業者は、保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ、決定すること。
3. 保守管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第7節 補修工事

1. 管理運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、上記1. に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
3. 補修工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第8節 更新工事

1. 管理運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、上記1. に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。

3. 更新工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 保全工事

1. 管理運営事業者は、保全工事を行う場合は保全工事計画書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、保全工事計画書及び保全工事実施計画書、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
3. 管理運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
4. 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 作業環境管理

1. 管理運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
3. 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 防火・防災管理

1. 管理運営事業者は、防火・防災に関する管理計画書及び管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、管理計画書及び管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
3. 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。
4. 災害情報の収集・伝達・広報については、本市の清掃班に迅速かつ的確に実施すること。

第12節 清掃実施

1. 管理運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
2. 管理運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
3. 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第13節 測定管理報告

1. 管理運営事業者は、「第10章環境管理業務 表20」に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
2. 管理運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。

3. 管理運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
4. 管理運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
5. 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第14節 施設情報管理

1. 管理運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間にわたり適切に管理すること。仕様書、図面や取扱い説明書などは、維持管理整備実施前後で異なる場合は必ず、整理して備えておくこと。
2. 管理運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
3. 管理運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
4. 管理運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第15節 業務報告

1. 管理運営事業者は、上記第5節から第13節の履行結果をとりまとめた業務報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、本市へ提出すること。
2. 業務報告書の提出時期、詳細項目は本市と協議のうえ決定すること。

第16節 その他管理記録報告

1. 管理運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
2. 管理運営事業者は、年に2回、法人税並びにその基本通達に準拠した運用に関する資料を本市に提出すること。
3. 管理運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、又は管理運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
4. 管理運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
5. 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第17節 環境モニタリングデータ

管理運営事業者は、本施設の排ガス濃度等の情報を環境モニタリングデータ表示盤に表示すること。

第18節 ウェブサイトの作成及び管理

管理運営事業者は、本市と協議のうえ、本施設に係るウェブサイトの作成、更新及び管理を行うこと。

第15章 業務モニタリング

第1節 モニタリング方法

本市は、事業期間にわたり、運営業務の実施状況についてモニタリングし、本要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは、管理運営事業者が本要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行ったうえで、管理運営事業者が自らにより確認し、本市に報告する。本市はその報告に基づき確認を行う。

1. 書類による確認

管理運営事業者は、運営・維持管理業務に係る各業務に関して必要な計画書、報告書を本市へ提出して、本要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、必要な提出図書の詳細については、本市と管理運営事業者が協議して決定する。

表 25 提出書類と提出時期（参考）

No.	提出書類	提出時期等
1	業務計画書（第1章 第3節 15.参照）	運営業務開始 30 日前まで
2	業務実施計画書（第1章 第3節 15.参照）	翌事業年度開始 30 日前まで
3	月間業務実施計画書	毎月 25 日まで
4	業務報告書（日報）	翌日の 12 時まで
5	業務報告書（週報）	翌月曜日の 12 時まで
6	業務報告書（月報）	翌月 10 日まで
7	業務報告書（年報）	翌事業年度開始 30 日後まで
8	業務実施結果報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
9	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書	翌事業年度開始後 3 か月後まで
10	健康診断結果及び就業上の措置	第1章第3節 10. 1) 記載
11	保険契約及び内容	第1章第3節 11. 記載
12	地域振興実績（関連行事等参加実績）	第1章第3節 12. (14.) 記載
13	業務実施体制	第2章第1節 2. 記載
14	連絡体制	第2章第3節 記載
15	運転管理体制	第3章第2節 3. 2) 記載
16	グリーン購入及び地元事業者の活用等実績	第3章第2節 4. 1) 記載
17	年間調達計画	第3章第2節 4. 1) 記載
18	月間管理記録報告書	第3章第2節 6. 記載
19	計量記録	第4章第1節 2. 記載
20	焼却灰運搬 運搬車両一覧表	第6章第1節 2. 1) 記載

No.	提出書類	提出時期等
21	焼却灰運搬 作業従事者名簿	第6章第1節2. 2) 記載
22	焼却灰運搬 車検証の写し	第6章第1節2. 3) 記載
23	焼却灰運搬 運転免許証写し	第6章第1節2. 4) 記載
24	焼却灰運搬 運搬ルート	第6章第1節2. 5) 記載
25	焼却灰運搬 業務実績報告書	第6章第1節3. 記載
26	焼却灰資源化 処理業許可証写し	第7章第1節2. 1) 記載
27	焼却灰資源化 設置許可証写し	第7章第1節2. 2) 記載
28	焼却灰資源化 施設概要	第7章第1節2. 3) 記載
29	焼却灰資源化 業務実績報告書	第7章第1節3. 記載
30	焼却灰等処分 処理業許可証写	第8章第1節2. 1) 記載
31	焼却灰等処分 設置許可証写し	第8章第1節2. 2) 記載
32	焼却灰等処分 施設概要	第8章第1節2. 3) 記載
33	焼却灰等処分 業務実績報告書	第8章第1節3. 記載
34	保守管理計画書	当該年度の前年度3月まで
35	保守管理実施報告書	第9章第2節3. 1) 記載
36	施設保全計画書	当該年度の前年度3月まで
37	補修工事計画書	実施2週間前まで
38	補修工事実施結果報告	
39	更新工事計画書	実施2週間前まで
40	更新工事実施結果報告書	
41	清掃計画書（協議記録含む）	実施2週間前まで
42	清掃実施報告書	
43	長寿命化計画	
44	緊急対応マニュアル	第11章第1節1. (3.) 記載
45	防火管理、組織、体制の報告	第11章第2節1. 記載
46	防火・防災等対応訓練協議	第11章第5節 記載
47	緑地管理作業報告書	第12章第2節2. 記載
48	農薬等使用状況報告書	第12章第2節2. 記載
49	施設警備・防犯体制	第12章第5節2. 記載
50	作業環境管理計画書（協議記録含む）	
51	作業環境管理結果報告書	
52	防火・防災に関する管理計画（協議記録含む）	
53	防火・防災に関する管理結果報告書	
54	測定管理マニュアル（改訂）	
55	測定管理結果報告書（事前協議記録添付）	
56	ホームページ管理協議	

No.	提出書類	提出時期等
57	現場代理人等通知書	
58	現場代理人兼務届	
59	主任技術者兼務届	
60	監理技術者兼務届	
61	請負代金内訳書	
62	再生資源利用計画書等（表紙）	
63	告知書	
64	マニフェスト集計表	
65	使用資材（機材）一覧表	
66	工程報告書	
67	工事監督記録簿	
68	月進捗状況報告書	
69	施工・材料（機器）搬入 報告書	
70	施工プロセスのチェックリスト	
71	工事打合簿	
72	出来形数量報告書	
73	出来形報告書	
74	出来形検査調書	
75	出来形調書	
76	出来形検査の結果について	
77	工事社内・工事監理・下検査報告書	
78	検査職員任命依頼書	
79	完了届	
80	あいくる材使用状況報告書	
81	あいくる材使用実績集約表	
82	発生物件調書	
83	再資源化等報告書	
84	事故発生報告書	
85	事故速報	
86	説明書（大気汚染防止法）	
87	解体等工事に係る調査結果について	
88	特定粉じん排出等作業に関するお知らせ	
89	作業完了報告書（大気汚染防止法）	
90	その他本市が必要とする書類	随時

2. 定例会の実施

本市及び管理運営事業者は、運営業務のモニタリング実施にあたり、月1回の定例会を実施する。なお、表 24 に示す定期モニタリングの内容も実施する。

3. 現地における確認

本市は、運営業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。管理運営事業者は、本市の現地における確認に必要な協力をする事。

4. 修繕工事の施工管理

- 1) 保守管理計画書、補修工事計画書、更新工事計画書等に明示された機器の納入ができているか確認する。
- 2) 保守管理計画書、補修工事計画書、更新工事計画書等に明示された機器の取り付けが適切にできているか確認する。
- 3) 更新工事計画書において施工計画とおりの、品質、安全が確保されているか確認する。

5. 環境保全委員会への報告

環境保全委員会の開催に際し、本市よりモニタリング結果の報告を行うため、資料の作成や報告に協力すること。

第2節 モニタリングの手順

モニタリングの手順及び管理運営事業者と本市の作業内容は表 24 に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、管理運営事業者が提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 24 具体的なモニタリング手順（参考）

	管理運営事業者	本市
計画時	・業務計画書、運営マニュアルを作成し、本市へ提出する。 ・業務実施計画書（年間・月間等）、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、本市へ提出する。	・業務計画書等を管理運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。 ・業務報告書の様式等を管理運営事業者と協議のうえ、内容を確認して承諾する。
日常モニタリング	・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。 ・業務実績報告書（日報）を本市へ提出する。 ・本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに本市に報告する。	・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。
定期モニタリング	・業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。 ・財務諸表を提出する。 ・モニタリング結果の公表について、本市へ協力する。	・業務実施結果報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を管理運営事業者へ通知する。 ・定期的に施設巡回、業務監視、管理運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。 ・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。 ・モニタリング結果について対外的に公表する。
随時モニタリング	・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。	・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、管理運営事業者に対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 ・是正指導等を行った場合、管理運営事業者からの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。

※モニタリングの実施に際し、本市が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、本市が負担し、それ以外に管理運営事業者のモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む）については、管理運営事業者が負担する。

第3節 是正勧告等の流れ

1. 是正レベルの認定

本市は、運営業務が事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準（参考）に従い、その是正レベルの認定を行い、管理運営事業者に通知するとともに委託費用の減額を行う場合がある。

是正レベルとその基準（参考）

レベル1：本施設の運営に軽微な支障がある場合等

レベル2：本施設の運営において長時間の停止が必要となる場合等

レベル3：本施設の運営において数日間の停止が必要となる場合、本市の承諾なく特定事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

是正のレベル（参考事象）の一部を以下に示す。

是正レベル	参考事象（一部）
レベル1	・業務報告の不備 ・故障等による個別設備の短期間の停止 ・作業場所等の整理状況が悪い場合 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合 ・連絡の不備等
レベル2	・長時間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く） ・レベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと本市が判断した場合等
レベル3	・数日間の停止を必要とする場合（計画的なものを除く） ・安全管理の不備による人身事故の発生 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・特定事業契約書等に基づき本市が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合 ・レベル2に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと本市が判断した場合等

2. 注意

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当する恐れがある場合、管理運営事業者に対して、当該業務の是正を行うように注意する。

管理運営事業者は、本市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行わなければならない。対策後も是正が見込まれない場合には、本市は文書による厳重注意を行うものとする。是正対策を行わない場合もしくは特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当すると認定した場合、直ちに是正指導を行うものとする。

3. 是正指導

本市は、本要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル1に該当すると認定した場合、管理運営事業者に対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。

管理運営事業者は、本市から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について本市と協議を行い、是正対策と是正期限等を本市に提示し、本市の承諾を得るものとする。特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当すると認定した場合、本市は、直ちに是正勧告を行うものとする。

4. 是正指導の対処の確認

本市は、管理運営事業者からの是正指導に対する対処の完了通知を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

レベル1の事象においては是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。

5. 是正勧告

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当すると認定した場合、又はレベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、管理運営事業者に対して書面により業務の是正勧告を行う。

管理運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、本市と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を本市に提出し、本市の承諾を得たうえで、速やかに是正措置を行うものとする。

6. 是正勧告の対処の確認

本市は、管理運営事業者からの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

7. 再度是正勧告

上記6.におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間、内容による是正が認められないと本市が判断した場合、本市は、管理運営事業者に再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、管理運営事業者の再度是正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、本市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

8. 警告

本市は、本要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル3に該当すると認定した場合、又はレベル2に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、管理運営事業者に警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。管理運営事業者はその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。本市は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、管理運営事業者の対処の確認を行う。なお、警告については、本市が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

第16章 契約期間終了時のモニタリング

第1節 モニタリング方法

1. 管理運営事業者は、事業期間終了5年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。
2. 管理運営事業者は、事業終了時の1年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
3. 本市は、上記2. の報告内容について確認を行う。
4. 本市及び管理運営事業者は、上記3. による確認の内容に基づき、必要に応じて修繕計画等について協議する。
5. 管理運営事業者は、本要求水準書等を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、本市に確認等を受ける。

第2節 確認方法

1. 書類による確認

管理運営事業者は、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に本市に提出して確認を受ける。

2. 現地における確認

本市は、施設の現況が、上記1. で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。管理運営事業者は、本市の現地における確認に必要な協力を行うこと。